



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月31日月曜日 第1950号外5

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....43
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....44
 生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....63
 愛媛県農業試験場使用規則の一部を改正する規則.....64

告 示

愛媛県工業技術センター等研究員規程の一部改正.....79
 愛媛県工業技術センター等研修生規程の一部改正.....80
 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示
 請求をすることができる個人情報の一部改正.....81
 愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱の一
 部改正.....82
 愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....84
 長浜大橋開閉部分管理規程の一部改正.....85
 愛媛県鶏経済能力検定規程の一部改正.....85
 愛媛県豚産肉能力検定規程の一部改正.....86
 農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決
 定の一部改正.....87
 知事印及び県印（専用公印）の廃止.....88
 知事印（専用公印）の新設.....88
 農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....89
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....94
 都市計画の変更（3件）..... 116

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... 116
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 117
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... 162
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 166
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... 175
 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程..... 210

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令..... 211
 愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令..... 212

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... 212
 愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程..... 213

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則..... 214
 えひめ青少年ふれあいセンター管理規則..... 218
 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則
 及び愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関す
 る規則の一部を改正する規則..... 229
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... 230

教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正..... 230
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定に
 よる教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定の一部
 改正..... 231

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令..... 231
 えひめ青少年ふれあいセンター処務規程..... 234

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程..... 234
 愛媛県選挙管理委員会事務専決規程..... 238
 選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程..... 241

県議会訓令

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令..... 243

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び中山川逆調池ダム操作規程の一部
 を改正する管理規程..... 244

規 則

○愛媛県規則第27号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（局及び課）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p>	<p>（局及び課）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p>

省略		
県民 環境 部	省略	
	環境局	環境政策課、循環型社会推進課、自然保護課
保健 福祉 部	管理局	保健福祉課、医療対策課
	省略	
経済 労働 部	省略	
	観光国際局	観光物産課、国際交流課
農林 水産 部	管理局	農政課、農業経済課、ブランド戦略課
	農業振興局	農地整備課、農産園芸課、畜産課
	省略	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
省略	
省略	
農産園芸課	担い手対策推進室
林業政策課	全国育樹祭室
省略	

(出納局)

第4条の3 会計管理者の権限に属する事務及びこの規則に定める事務を処理させるため、出納局を置く。

2 出納局に会計課及び審査課を置く。

(幹事課共通の所掌事務)

第6条 幹事課(総務管理課、企画調整課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課及び会計課をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部内又は出納局内の職員の人事の内申等に関すること。
- (2) 部内又は出納局内の予算及び支出席負担行為その他経理に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (3) 部内又は出納局内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。
- (4) 部内又は出納局内の特命事項の処理に関すること。

2 省略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 物品の処分に係るすること。
- (4)~(9) 省略

2~4 省略

5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(8) 省略

省略		
県民 環境 部	省略	
	環境局	環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課
保健 福祉 部	管理局	保健福祉課
	省略	
経済 労働 部	省略	
	観光国際局	観光交流課、国際交流課
農林 水産 部	管理局	農政課、農業経済課
	農業振興局	農地整備課、農業経営課、農産園芸課、畜産課
	省略	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
保健福祉課	医療対策室
省略	
農業経営課	担い手対策推進室
林業政策課	全国育樹祭開催準備室
省略	

(幹事課共通の所掌事務)

第6条 幹事課(総務管理課、企画調整課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課及び土木管理課をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部内 の職員の人事の内申等に関すること。
- (2) 部内 の予算及び支出席負担行為その他経理に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (3) 部内 の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。
- (4) 部内 の特命事項の処理に関すること。

2 省略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 物品の購入、修繕及び処分に係るすること。
- (4)~(9) 省略

2~4 省略

5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(8) 省略
- (9) 地域環境の整備に関すること。

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

6 省略

7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 省略

(企画情報部各課の所掌事務)

第8条 企画調整課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(12) 省略

(13) 知的財産に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(14) 省略

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略

(6) _____金融に係る消費者知識の普及に関すること。

(7)・(8) 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 省略

(14) 土壌汚染対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(15)～(17) 省略

8 循環型社会推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略

(4) 土砂等の埋立てに関すること。

9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

6 省略

7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 省略

(12) 旅費の支出の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関すること。

(企画情報部各課の所掌事務)

第8条 企画調整課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(12) 省略

(13) 省略

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略

(6) 省資源運動及び金融に係る消費者知識の普及に関すること。

(7)・(8) 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 省略

(14) 土壌汚染対策に関すること _____。

(15)～(17) 省略

8 廃棄物対策課 _____の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略

9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号から第8号までの事務は、医療対策室が所掌する。

(1) 省略

(2) 医療計画に関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 医師その他医療従事者に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(6) 病院、診療所等医療施設及び医療法人に関すること。

(7) 医師会、歯科医師会その他医療関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(8) 保健師、助産師、看護師等養成所に関すること。

(9) 医学部に係る協力推進及び連絡調整に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(9) 省略

(10) 省略

2 医療対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 医療計画に関すること。

(2) 救急医療、へき地医療その他医療の確保に関すること（他の
主管に属するものを除く。）。

(3) 医師その他医療従事者に関すること（他の主管に属するもの
を除く。）。

(4) 医学部に係る協力推進及び連絡調整に関すること。

(5) 病院、診療所等医療施設及び医療法人に関すること。

(6) 医師会、歯科医師会その他医療関係団体にに関すること（他の
主管に属するものを除く。）。

(7) 保健師、助産師、看護師等養成所に関すること。

3 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい
て、第11号から第13号までの事務は、国民健康保険室が所掌す
る。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 後期高齢者の医療に関すること。

(13) 医療費適正化計画に関すること。

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、
次のとおりとする。この場合において、第14号から第17号までの
事務は、企業立地推進室が所掌する。

(1)~(6) 省略

(7) 金融機関等との連携に関すること（他の主管に属するものを
除く。）。

(15) 省略

(16) 省略

2 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 老人保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい
て、第12号及び第13号の事務は、国民健康保険室が所掌す
る。

(1)・(2) 省略

(3) 老人保健に関すること（指定訪問看護事業者に関することに
限る。）。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 老人保健に関すること（医療、特定療養費の支給及び老人訪
問看護療養費の支給に関することに限る。）。

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、
次のとおりとする。この場合において、第12号から第15号までの
事務は、企業立地推進室が所掌する。

(1)~(6) 省略

(8) 企業間連携及び農商工連携の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2～4 省略

5 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 全国育樹祭の行啓に関すること。

(14) 省略

2 省略

3 ブランド戦略課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新しいえひめブランドの育成に関すること。

(2) 農林水産物の販路開拓及び流通促進に関すること。

(3) 卸売市場に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 地産地消の推進に関すること。

(5) 農林水産物の安全・安心対策に関すること。

4 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 土地改良区等に関すること。

(3)～(9) 省略

(10) 農村環境保全向上対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(11) 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手対策推進室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 農用地の土壤改良 に関すること。

(8)・(9) 省略

(10) 農産物の生産振興に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(11) 農産物の流通及び加工に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(12) 主要食糧の需給に関すること。

(13) 種苗の需給に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(14) 農産物の価格安定に関すること。

(15) 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。

(16) 省略

(17) 農業機械の普及等に関すること。

(18) 農作物鳥獣害防止対策に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

2～4 省略

5 観光交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 中山間地域等の直接支払に関すること。

(14) 省略

2 省略

3 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 土地改良区 に関すること。

(3)～(9) 省略

(10) 省略

4 農業経営課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第10号 _____ の事務は、担い手対策推進室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 耕土改良の指導奨励及び農林業機械の普及等に関すること。

(8)・(9) 省略

(10) 省略

(19) 中山間地域等の直接支払に関すること。

6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第17号から第21号までの事務は、全国育樹祭室 が所掌する。

(1)~(20) 省略

(21) その他第32回全国育樹祭の開催 に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 第32回全国育樹祭の開催 に関すること。

(8)~(10) 省略

9~11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2 用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

3~5 省略

6 砂防課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

(4) 土砂災害警戒区域等に関すること。

7・8 省略

9 都市計画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(9) 省略

(10) 省略

10 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 街路事業に関すること（鉄道高架事業を含む。）。

(4)・(5) 省略

11 省略

（出納局各課の所掌事務）

第15条 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農産物（他の主管に属するものを除く。以下この項において同じ。）の生産振興に関すること。

(2) 農産物の流通及び加工並びに卸売市場に関すること（他の主管に属するものを除く。）。)

(3) 地産地消の推進に関すること。

(4) 主要食糧の需給に関すること。

(5) 種苗の需給に関すること（他の主管に属するものを除く。）。)

(6) 農産物の価格安定に関すること。

(7) 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。

(8) 新しいえひめブランドの育成に関すること。

(9) 農林水産物の販路開拓に関すること。

(10) 農林水産物の安全・安心対策に関すること。

6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第17号から第21号までの事務は、全国育樹祭開催準備室 が所掌する。

(1)~(20) 省略

(21) その他第32回全国育樹祭の開催準備 に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 第32回全国育樹祭の開催準備 に関すること。

(8)~(10) 省略

9~11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2 用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 四国横断自動車道に係る用地に関すること。

(4) 省略

3~5 省略

6 砂防課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

7・8 省略

9 都市計画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(9) 省略

(10) 鉄道高架事業に関すること。

(11) 省略

10 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 街路事業に関すること _____。

(4)・(5) 省略

11 省略

（出納局 _____）

第15条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納局を置く。

2 出納局に会計課を置く。

3 _____ 会計課の所掌事務は _____、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 物品の購入、修繕、出納及び保管に関すること。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 出納局内の職員の給与とその他庶務に関すること。

2 審査課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること。
- (2) 財務会計オンラインシステムの管理に関すること。
- (3) 旅費の支出の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関すること。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 農林水産部にえひめブランド推進統括監 _____ を置く。

3 省略
(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 環境局に環境技術専門監及び原子力安全対策推進監 _____ を置く。

3・4 省略
(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略
3 室に室長及び室長補佐 (_____ 農業経営課担い手対策推進室、土木管理課技術企画室及び建築住宅課営繕室にあつては、技術室長補佐とする。) を置く。

4 省略
5 幹事課 (会計課を除く。) に構造改革班長を置く。
6 省略
(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2)~(4) 省略
- (支局)

第22条の2 支局の位置及び所管区域は、別表第2の2のとおりとする。

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(14) 省略

- (1)・(2) 省略
- (3) 物品の _____ 出納及び保管に関すること。
- (4) 省略
- (5) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること (他の主管に属するものを除く。)。
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 財務会計オンラインシステムの管理に関すること。

4 会計課に次の係を置く。

- (1) 会計指導係
- (2) 県費審査係
- (3) 決算支払係
- (4) 国費・資金管理係
- (5) 給与係
- (6) 財務オンライン係

(部に置く職員)

第16条 省略

2 農林水産部にえひめブランド推進統括監及びえひめブランド推進監を置く。

3 省略
(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 環境局に _____ 原子力安全対策推進監及び循環型社会推進監を置く。

3・4 省略
(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略
3 室に室長及び室長補佐 (保健福祉課医療対策室にあつては室長補佐及び技術室長補佐とし、農業経営課担い手対策推進室、土木管理課技術企画室及び建築住宅課営繕室にあつては技術室長補佐とする。) を置く。

4 省略
5 幹事課 _____ に構造改革班長を置く。
6 省略
(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 総務県民部
- (2)~(4) 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務県民部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(14) 省略
- (15) 地域環境整備計画及びその調整に関すること。

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 農村環境保全向上対策に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 環境保全型農業の推進に関すること。

4 建設部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 土地取引、都市計画及び宅地規制並びに屋外広告物に関する
こと。

(13)・(14) 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 支局長

(3) 省略

(4) 省略

(5) 建設技術監

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 地域政策班長

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 用地補償審査専門員（愛媛県南予地方局
を除外する。）

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 地方局再編に関すること。

(19) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

4 建設部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 都市計画及び宅地規制並びに屋外広告物に関する
こと。

(13)・(14) 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 新まちづくり支援班長

(14) 地方局再編班長

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 用地補償審査専門員（愛媛県八幡浜地方局及び愛媛県宇和島
地方局を除外する。）

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(30) 省略

(31) 省略

2 省略

(児童相談所)

第26条 省略

2 次の表の左欄に掲げる児童相談所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県中央児童相談所	省略	
	児童保護課	省略
省略		

3・4 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)~(15) 省略

(16) 伊方原子力発電所の安全監視に関すること(八幡浜保健所に限る。)。

(17) 省略

2 別表第7の左欄に掲げる保健所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

3 保健所に次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 室長

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県東予家畜保健衛生所	省略	
愛媛県中予家畜保健衛生所	省略	
愛媛県南予家畜保健衛生所	省略	

3 家畜保健衛生所に次の支所を置き、今治支所に指導防疫係を、宇和島支所に指導係及び防疫係を置く。

名称	位置	担当区域
愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

(29) 省略

(30) 省略

2 省略

(児童相談所)

第26条 省略

2 次の表の左欄に掲げる児童相談所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県中央児童相談所	省略	
	保護課	省略
省略		

3・4 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)~(15) 省略

(16) 省略

2 別表第7の左欄に掲げる保健所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び_____当該右欄に掲げる係を置く。

3 保健所に次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

4 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県西条家畜保健衛生所	省略	
愛媛県今治家畜保健衛生所		指導防疫係
愛媛県中央家畜保健衛生所	省略	
愛媛県八幡浜家畜保健衛生所	省略	
愛媛県宇和島家畜保健衛生所	指導課	指導係
	防疫課	防疫係

3 愛媛県中央家畜保健衛生所に愛媛県家畜病性鑑定室(以下「家畜病性鑑定室」という。)を置き、家畜病性鑑定室に病性鑑定係を置く。

4 家畜病性鑑定室は、県内の家畜に関する次の事務を行う。

(1) 家畜疾病の病理学的検査及び研究に関すること。

(2) 家畜の病原性細菌、病原性ウイルス及び原虫の検査及び研究に関すること。

4 家畜保健衛生所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 支所長
- (3) 課長 _____
- (4) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略

5 家畜保健衛生所 _____ に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 省略
- (3) 担当係長
- (4) 省略
- (5) 主事

(病虫害防除所)

第31条 愛媛県病虫害防除所（以下「病虫害防除所」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 省略

- (2) 省略
- (3) 省略

2 病虫害防除所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 担当係長

- (3) 省略
- (4) 省略

3 病虫害防除所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2)~(4) 省略

(婦人相談所)

第38条 省略

2 婦人相談所に女性支援係を置く。

- (3) 家畜病性の生化学的検査及び研究に関すること。
- (4) 家畜疾病の予防施策を行うために必要な試験調査及び家畜保健衛生所の病性鑑定指導に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

5 家畜保健衛生所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 課長（課を置く家畜保健衛生所に限る。）
- (3) 省略
- (4) 担当係長（愛媛県中央家畜保健衛生所に限る。）
- (5) 主事
- (6) 省略
- (7) 省略

6 家畜病性鑑定室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 係長
- (3) 技師

7 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定室に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略

- (2) 省略

(病虫害防除所)

第31条 愛媛県病虫害防除所（以下「病虫害防除所」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 農薬使用に関する指導に関すること。
- (3) 省略
- (4) 省略

2 病虫害防除所に防疫係を置く。

3 病虫害防除所に次の支所を置き、支所に防疫係を置く。

名称	位置	担当区域
東予支所	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡
南予支所	宇和島市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡

4 病虫害防除所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 支所長
- (3) 係長
- (4) 省略
- (5) 省略

5 病虫害防除所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2)~(4) 省略

(婦人相談所)

第38条 省略

2 婦人相談所に次の係 _____ を置く。

- (1) 管理係

3・4 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2 子ども療育センターに事務局を置き、事務局に次の係を置く。

(1) 庶務係

(2) 事業係

3・4 省略

(医療技術大学)

第49条 省略

2 省略

3 医療技術大学に次の職員を置く。

(1)~(9) 省略

(10) 助教

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

4 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

総務調 整課		管理係
省略		
環境研究 課	省略 環境科学室	資源環境科_____、生物環境科
環境調査 課		省略

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

(1)~(3) 省略

(2) 指導係

3・4 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2 子ども療育センターに事務局を置き、事務局に庶務係を置く。

3・4 省略

(保育専門学校)

第49条 愛媛県立保育専門学校(以下「保育専門学校」という。)

の業務は、次のとおりとする。

(1) 保育に関する専門的知識及び技術の修得に必要な教育課程の実施に関すること。

(2) 卒業者に対する卒業証明書等の交付に関すること。

2 保育専門学校に次の職員を置く。

(1) 校長

(2) 教務主任

(3) 主事

(4) その他の職員

3 保育専門学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 参事

(2) 専門員

(3) 主任

(医療技術大学)

第49条の2 省略

2 省略

3 医療技術大学に次の職員を置く。

(1)~(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

4 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

総務課		庶務係
省略		
環境研究 課	省略 環境科学室	資源環境科、 <u>環境化学科</u> 、生物環境科
環境調査 課	<u>放射能研究 室</u>	省略

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

(1)~(3) 省略

- (4) 課長補佐
- (5) 省略

(6)~(11) 省略

4 省略

(産業技術研究所)

第56条 愛媛県産業技術研究所 (以下「産業技術研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工業技術及び建設技術に係る試験研究の総合的な企画調整及び情報の提供に関すること。
- (2) 食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術及び建設技術に係る試験研究、助言等及び技術者の養成に関すること。
- (3) 紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術及び建設技術に係る試験研究及び調査に関すること。

2 産業技術研究所に企画管理部、技術開発部及び食品産業技術センターを置き、次の表の左欄に掲げる部及びセンターに、それぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

企画管理部		管理係、企画係
技術開発部		
食品産業技術センター	技術支援室	
繊維産業技術センター	技術支援室	管理係
紙産業技術センター	技術支援室	管理係
窯業技術センター	技術支援室	管理係
建設技術センター		

3 産業技術研究所 に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 部長
- (3) センター長
- (4) 副部長
- (5) 省略
- (6) 特別研究員
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

4 産業技術研究所 に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(4) 省略

第57条から第59条まで 削除

- (4) 省略
- (5) 専門研究員

(6)~(11) 省略

4 省略

(工業技術センター)

第56条 愛媛県工業技術センター (以下「工業技術センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工業技術 _____ に係る試験研究の総合的な企画調整 _____ に関すること。
- (2) 工業技術に係る情報の提供に関すること。
- (3) 機械金属、電子、化学工芸、食品加工等 _____ に係る試験研究、技術に関する助言及び技術者の養成に関すること。

2 工業技術センターに _____

_____、次の表の左欄に掲げる課及び _____ 室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
企画調整室	
機械電子室	
化学環境室	
食品加工室	

3 工業技術センターに次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 省略
- (5) 専門研究員
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

4 工業技術センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(4) 省略

(繊維産業試験場)

第57条 愛媛県繊維産業試験場 (以下「繊維産業試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 染色、機織、意匠及び縫製の技術に関する試験研究及び助言並びに技術者の養成に関すること。
- (2) 繊維産業の生産合理化に関する研究及び助言に関すること。

2 繊維産業試験場に総務課及び技術支援室を置く。

3 繊維産業試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長

- (2) 課長
- (3) 室長
- (4) 専門研究員
- (5) 主任研究員
- (6) 担当係長
- (7) 研究員
- (8) 主事
- (9) その他の職員

4 繊維産業試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任
- (紙産業研究センター)

第58条 愛媛県紙産業研究センター（以下「紙産業研究センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 紙産業に関する試験研究に関すること。
- (2) 紙産業の技術に関する助言及び技術者の養成に関すること。
- (3) 紙に関する展示及び紙産業に関する情報の提供に関すること。
- (4) 紙産業に関する研究開発又は研修に必要な施設等の提供に関すること。

2 紙産業研究センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
技術支援室	

3 紙産業研究センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 課長
- (3) 室長
- (4) 専門研究員
- (5) 特別研究員
- (6) 主任研究員
- (7) 係長
- (8) 研究員
- (9) 主事
- (10) その他の職員

4 紙産業研究センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 専門員
- (2) 主任
- (窯業試験場)

第59条 愛媛県窯業試験場（以下「窯業試験場」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 窯業に関する試験研究に関すること。
- (2) 窯業の技術に関する助言及び技術者の養成に関すること。

2 窯業試験場に技術支援室を置く。

3 窯業試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 室長
- (3) 主任研究員
- (4) 担当係長
- (5) 研究員
- (6) 主事

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 花きとの触れ合いの場の提供に関すること。
- (4) 農作業の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (5) 各試験研究機関との共同研究及び農林水産研究所の総合企画調整に関すること。
- (6) 農林水産研究所と地方局産業経済部産業振興課との調整に関すること。
- (7) 農林水産技術情報及び研究成果の実証展示に関すること。
- (8)・(9) 省略
- (10) 果樹の品種改良、栽培改善、果実管理、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (11) 前号に掲げるもののほか、果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (12) 家畜の育種、繁殖、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (13) 草地、飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること。
- (14) 乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。
- (15) 鶏の育種、繁殖、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (16) 鶏の能力検定に関すること。
- (17) 第12号から前号までに掲げるもののほか、畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (18) 林業における育種、種苗、育林、土壌及び肥料、森林保護並びに林業特産物に関する試験研究及び調査に関すること。
- (19) 木材の加工利用に関する試験研究及び調査に関すること。
- (20) 林業経営の改善及び林業の機械化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (21) 優良種苗の育成及び配布に関すること。
- (22) 森林の機能保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (23) 林業、森林及び緑化に関する研修の実施に関すること。
- (24) 林業、森林及び緑化に関する展示に関すること。
- (25) 林業、森林及び緑化に関する研修施設の提供に関すること。
- (26) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。
- (27) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。
- (28) 林業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること。
- (29) 第18号から前号までに掲げるもののほか、林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (30) 第32回全国育樹祭の開催に関すること。
- (31) 水産業に関する試験研究及び調査の総合的な企画調整に関すること。
- (32) 水産資源及び漁場環境の調査研究に関すること。
- (33) 漁場の保全及び開発に関する調査研究に関すること。
- (34) 水産動植物の利用加工に関する試験研究に関すること。
- (35) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関すること。

(7) その他の職員

4 窯業試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 専門員

(2) 主任

(農業試験場)

第64条 愛媛県農業試験場(以下「農業試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 蚕優良品種の保存及び育成に関すること。
- (4) 農作業の機械化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (5) 各試験研究機関との共同研究及び農業関係試験研究機関に係る総合企画調整に関すること。
- (6) 農業関係試験研究機関と地方局産業経済部農政普及課との調整に関すること。
- (7) 農業技術情報及び研究成果の実証展示に関すること。
- (8)・(9) 省略

- (36) 内水面漁業に関する試験研究及び調査に関すること（栽培資源研究所に限る。）。
- (37) 水産動植物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖の技術指導に関すること。
- (38) 養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等に関すること。
- (39) 前号に規定する疾病の予防、診断、治療等に係る知識の普及及び技術の指導に関すること。
- (40) 第31号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

	総務課	
企画環境部	企画調整室	
	品質安全室	
	環境保全室	
農業研究部	普及情報室	
	病理昆虫室	
	栽培開発室	
	作物育種室	
	花き研究指導室	
果樹研究センター	総務室	
	栽培開発室	
	病理昆虫室	
果樹研究センターみかん研究所	育種栽培室	
畜産研究センター	総務室	
	経営室	
	飼養技術室	
畜産研究センター養鶏研究所	家禽研究室	
林業研究センター	総務室	
	研修課	研修係
	研究指導室	
	普及情報室	
水産研究センター	総務室	
	普及情報室	
	環境資源室	
	養殖推進室	
	魚類検査室	
水産研究センター栽培資源研究所	総務室	
	浅海調査室	
	増殖技術室	

3 農林水産研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 省略
- (3) 部長
- (4) センター長

2 農業試験場に

、次の表の左欄に掲げる

課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
企画調整室	
普及情報室	
栽培開発室	
中山間農業室	
生産環境室	
経営流通室	
作物育種室	

3 農業試験場にに次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 船長
- (10) 機関長
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 技師
- (14) 省略

4 農林水産研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

第65条から第74条まで 削除

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

4 農業試験場 に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

第65条及び第66条 削除

(果樹試験場)

第67条 愛媛県立果樹試験場(以下「果樹試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 果樹の品種改良、栽培改善、果実管理、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 各試験研究機関との共同研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、果樹経営の改善及び果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。

2 果樹試験場に、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
栽培育種室	
生産環境室	

3 果樹試験場に次の研究所及び分場を置く。

名称	位置
みかん研究所	宇和島市
鬼北分場	北宇和郡鬼北町
岩城分場	越智郡上島町

4 みかん研究所に育種栽培室を置く。

5 果樹試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 所長
- (3) 室長
- (4) 分場長
- (5) 課長
- (6) 主任研究員
- (7) 係長
- (8) 研究員
- (9) 主事
- (10) その他の職員

6 果樹試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

(花き総合指導センター)

第67条の2 愛媛県花き総合指導センター(以下「花き総合指導センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 花きに関する総合的な指導に関すること。
- (2) 花きの生産及び流通並びに花き農業の経営等に関する研修に関すること。
- (3) 花きに関する情報提供に関すること。
- (4) 花きに関する栽培技術の実証的な試験研究及び展示に関すること。
- (5) 花きとの触れ合いの場の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、花きの生産振興に関すること。

2 花き総合指導センターに総務課及び研究指導室を置く。

3 花き総合指導センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 室長
- (3) 課長
- (4) 主任研究員
- (5) 担当係長
- (6) 研究員
- (7) 主事
- (8) その他の職員

4 花き総合指導センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

(畜産試験場)

第68条 愛媛県畜産試験場(以下「畜産試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の育種、繁殖、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 草地、飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること。
- (3) 乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。
- (4) 各試験研究機関との共同研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

2 畜産試験場に、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
経営室	
飼養技術室	

3 畜産試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 室長
- (3) 課長
- (4) 主任研究員
- (5) 係長
- (6) 研究員
- (7) 主事
- (8) その他の職員

4 畜産試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員

(3) 主任

(養鶏試験場)

第69条 愛媛県養鶏試験場(以下「養鶏試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 鶏の育種、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること。
- (3) 鶏の能力検定に関すること。
- (4) 各試験研究機関との共同研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、養鶏経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

2 養鶏試験場に総務課及び研究指導室を置く。

3 養鶏試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 室長
- (3) 課長
- (4) 主任研究員
- (5) 担当係長
- (6) 研究員
- (7) 主事
- (8) その他の職員

4 養鶏試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

(林業技術センター)

第70条 愛媛県林業技術センター(以下「林業技術センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 林業における育種、種苗、育林、土壌及び肥料、森林保護並びに林業特産物に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 木材の加工利用に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 林業経営の改善及び林業の機械化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 優良種苗の育成及び配布に関すること。
- (5) 森林の機能保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (6) 各試験研究機関との共同研究に関すること。
- (7) 林業、森林及び緑化に関する研修の実施に関すること。
- (8) 林業、森林及び緑化に関する展示に関すること。
- (9) 林業、森林及び緑化に関する研修施設並びに緑化木展示流通施設の提供に関すること。
- (10) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。
- (11) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。
- (12) 林業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。
- (14) 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。

2 林業技術センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	
研修課	研修係
研究指導室	

普及情報室	
-------	--

3 林業技術センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 室長
- (3) 課長
- (4) 主任研究員
- (5) 係長
- (6) 担当係長
- (7) 研究員
- (8) 主事
- (9) 技師
- (10) その他の職員

4 林業技術センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

第71条 削除

(水産試験場)

第72条 愛媛県水産試験場及び愛媛県中予水産試験場（以下「水産試験場」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水産業に関する試験研究及び調査の総合的な企画調整に関すること（愛媛県中予水産試験場（以下「中予水産試験場」という。）に限る。）。
- (2) 水産資源及び漁場環境の調査研究に関すること。
- (3) 漁場の保全及び開発に関する調査研究に関すること。
- (4) 水産業に関する先端技術の研究開発に関すること（中予水産試験場に限る。）。
- (5) 水産動植物の利用加工に関する試験研究に関すること。
- (6) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関すること。
- (7) 内水面漁業に関する試験研究及び調査に関すること（中予水産試験場に限る。）。
- (8) 水産動植物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖の技術指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 次の表の左欄に掲げる水産試験場に、それぞれ当該右欄に掲げる課及び室を置く。

愛媛県水産試験場	総務課、開発室、増殖室、栽培推進室
中予水産試験場	総務課、企画開発室、増殖室、栽培推進室

3 中予水産試験場に次の分場を置く。

名称	位置
東予分場	西条市

4 水産試験場に次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 室長
- (3) 分場長（中予水産試験場に限る。）
- (4) 課長
- (5) 主任研究員
- (6) 担当係長
- (7) 船長（愛媛県水産試験場に限る。）

(8) 機関長（愛媛県水産試験場に限る。）

(9) 研究員

(10) 主事

(11) 技師

(12) その他の職員

5 水産試験場に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副参事

(2) 中予水産試験場付

(3) 専門員

(4) 主任

（魚病指導センター）

第73条 愛媛県魚病指導センター（以下「魚病指導センター」という。）は、愛媛県水産試験場に附置する。

2 魚病指導センターの業務は、次のとおりとする。

(1) 養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等に関すること。

(2) 前号に規定する疾病の予防、診断、治療等に係る知識の普及及び技術の指導に関すること。

3 魚病指導センターに次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 担当係長

(3) 主事

(4) 技師

(5) その他の職員

4 魚病指導センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 専門員

(2) 主任

（建設研究所）

第74条 愛媛県建設研究所（以下「建設研究所」という。）の業務は、次のとおりとする。

(1) 建設資材の試験研究及び指導に関すること。

(2) 土木建築事業に必要な試験、調査、研究及び指導に関すること。

2 建設研究所に次の課及び科を置く。

(1) 総務課

(2) 研究科

3 建設研究所に次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 課長

(3) 科長

(4) 研究員

(5) 主事

(6) その他の職員

4 建設研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副参事

(2) 主任研究員

第80条 省略

第80条 省略

（家畜病性鑑定所）

第81条 愛媛県家畜病性鑑定所（以下「家畜病性鑑定所」という。）の業務は、次のとおりとする。

(1) 家畜の病理学的検査及び研究に関すること。

(2) 家畜の細菌、ウイルス及び原虫の検査及び研究に関すること。

- (3) 家畜の生化学的検査及び研究に関すること。
- (4) 家畜疾病の予防施策を行うために必要な試験調査及び家畜保健衛生所の病性鑑定指導に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 家畜病性鑑定所に病性鑑定係を置く。

3 家畜病性鑑定所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 係長
- (3) 技師
- (4) その他の職員

4 家畜病性鑑定所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 専門員
- (2) 主任

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、庁舎管理係、財産係、財産処分係、自動車係、守衛係
人事課	省略
職員厚生室	福利健康係、 <u>共済・年金係</u>
省略	
市町振興課	行政係、選挙係、財政係、 <u>税政係、地域支援係、合併支援係</u>
省略	
行政システム改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係、 <u>総務事務改革係</u>
企画調整課	調整管理係、政策・予算係、企画係、広域政策係、 <u>地域政策係、地域振興係</u>
省略	
統計課	人口統計係、統計分析係、 <u>経済統計係、生活統計係、統計普及係</u>
省略	
環境政策課	環境計画係、 <u>大気・環境評価係、水道整備係、温暖化対策係、水・土壌環境係、原子力安全係</u>
循環型社会推進課	計画推進係、環境産業振興係、一般廃棄物係、 <u>産業廃棄物係</u>
省略	
保健福祉課	省略
医療対策課	<u>医療政策係、医療機関係、医療安全係、地域看護係</u>
省略	
長寿介護課	長寿政策係、介護予防係、介護研修係、 <u>介護事業者係、援護恩給係</u>
省略	

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、庁舎管理係、財産係、財産処分係、 <u>用品調達係、自動車係、守衛係</u>
人事課	省略
職員厚生室	福利健康係、 <u>年金係、共済係</u>
省略	
市町振興課	行政係、選挙係、財政係、 <u>税政係、地域振興係、合併支援係</u>
省略	
行政システム改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係、 <u>総務事務センター管理係、総務事務センター審査係</u>
企画調整課	調整管理係、政策・予算係、企画係、広域政策係、 <u>地域政策係</u>
省略	
統計課	人口統計係、 <u>農林統計係、統計分析係、商工統計係、消費統計係、統計資料係</u>
省略	
環境政策課	環境計画係、 <u>環境審査係、水道整備係、地球環境係、水環境係、土壌汚染対策係、原子力安全係</u>
廃棄物対策課	計画推進係、環境産業振興係、一般廃棄物係、 <u>産業廃棄物指導係、産業廃棄物審査係</u>
省略	
保健福祉課	省略
医療対策室	<u>医療機関係、医療安全係、地域看護係</u>
省略	
長寿介護課	長寿政策係、介護予防係、介護研修係、 <u>在宅介護係、施設介護係、援護恩給係</u>
省略	

産業政策課	調整管理係、政策・予算係、経済計画係、 <u>連携支援係</u> 、貿易海運係
省略	
省略	
経営支援課	金融係、 <u>地域産業係</u> 、商工団体係、商業振興係
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、 <u>記念事業推進係</u> 、県産品振興係
省略	
農政課	調整管理係、政策・予算係、企画係、 <u>農村振興係</u> 、農地調整係、国土調査係
農業経済課	省略
ブランド戦略課	<u>企画調整係</u> 、えひめブランド係、 <u>流通戦略係</u> 、 <u>農産物安全係</u>
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係、研究企画係、 <u>果樹係</u> 、 <u>米麦係</u> 、 <u>野菜・花き係</u> 、 <u>環境農業係</u>
担い手対策推進室	農地活用係、担い手育成係、 <u>直接支払係</u>
畜産課	畜産係、 <u>経営指導係</u> 、 <u>酪農飼料係</u> 、家畜衛生係
林業政策課	省略
全国育樹祭室	省略
省略	
漁政課	企画流通係、 <u>水産団体係</u> 、検査係
水産課	振興開発係、 <u>資源管理係</u> 、 <u>漁業調整係</u> 、 <u>漁場管理係</u> 、 <u>漁業取締係</u>
省略	
土木管理課	調整管理係、政策・予算係、 <u>契約係</u> 、 <u>建設業係</u>
技術企画室	企画調整係、 <u>技術管理係</u> 、システム管理係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、 <u>地価審査係</u> 、 <u>都市計画係</u> 、 <u>施設計画係</u> 、 <u>まちづくり推進係</u> 、 <u>宅地開発審査係</u>
省略	
建築住宅課	省略
営繕室	省略
会計課	会計指導係、 <u>出納決算係</u> 、 <u>給与係</u> 、 <u>用品調達係</u>

産業政策課	調整管理係、政策・予算係、経済計画係、 <u>経済調査係</u> 、 <u>通商・海運係</u> 、 <u>貿易振興係</u>
省略	
省略	
経営支援課	金融係、 <u>地場産業係</u> 、 <u>経営革新係</u> 、商工団体係、商業振興係
観光交流課	観光企画係、観光まちづくり係、 <u>県産品振興係</u>
省略	
農政課	調整管理係、政策・予算係、企画係、 <u>農村振興係</u> 、 <u>地域振興計画係</u> 、 <u>農地調整係</u> 、 <u>国土調査係</u> 、 <u>直接支払係</u>
農業経済課	省略
省略	
省略	
農業経営課	管理係、 <u>生産環境係</u> 、 <u>普及指導係</u> 、 <u>研究企画係</u>
担い手対策推進室	農地活用係、担い手育成係
農産園芸課	<u>果樹生産係</u> 、 <u>農産対策係</u> 、 <u>野菜園芸係</u> 、 <u>花き特作係</u> 、 <u>えひめブランド推進係</u> 、 <u>流通対策係</u> 、 <u>消費安全係</u>
畜産課	畜産係、 <u>経営指導係</u> 、 <u>酪農振興係</u> 、 <u>飼料草地係</u> 、家畜衛生係
林業政策課	省略
全国育樹祭開催準備室	省略
省略	
漁政課	企画流通係、 <u>漁協係</u> 、 <u>金融係</u> 、 <u>検査係</u>
水産課	振興開発係、 <u>栽培漁業係</u> 、 <u>普及指導係</u> 、 <u>漁業調整係</u> 、 <u>漁場管理係</u> 、 <u>漁業取締係</u>
省略	
土木管理課	調整管理係、政策・予算係、 <u>契約係</u> 、 <u>建設業係</u> 、 <u>砂利採石係</u>
技術企画室	企画調整係、 <u>技術管理係</u> 、 <u>技術情報係</u> 、システム管理係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、 <u>地価審査係</u> 、 <u>都市計画係</u> 、 <u>施設計画係</u> 、 <u>まちづくり推進係</u> 、 <u>鉄道高架係</u> 、 <u>宅地開発審査係</u>
省略	
建築住宅課	省略
営繕室	省略

審査課	県費審査係、国費係、財務オンライン係、旅費システム係、旅費審査係
-----	----------------------------------

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	医療技術大学、児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、歯科技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
産業政策課	計量検定所、産業技術研究所、 、高等技術専門学校、中小企業労働相談所、大阪事務所
農政課	病虫害防除所、農業大学校、農林水産研究所、家畜病性鑑定所

別表第2の2（第22条の2関係）

名称	位置	所管区域
東予地方局今治支局	今治市	今治市及び越智郡
南予地方局八幡浜支局	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡

別表第3の2（第23条の2関係）

名称	位置	所管区域
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課	省略	
南予地方局産業経済部愛南水産課	省略	

別表第4（第23条の3関係）

名称	位置	所管区域	所掌事務
東予地方局 四国中央土木事務所	省略		
東予地方局 今治土木事務所	今治市	今治市及び越智郡	
中予地方局 久万高原土木事務所	省略		
南予地方局 大洲土木事務所	省略		
南予地方局 八幡浜土木事務所	八幡浜市	八幡浜市及び西宇和郡	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	医療技術大学、児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、歯科技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園、保育専門学校
産業政策課	計量検定所、工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター、窯業試験場、高等技術専門学校、中小企業労働相談所、大阪事務所
農政課	病虫害防除所、農業大学校、農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、畜産試験場、養鶏試験場、林業技術センター、水産試験場、魚病指導センター
土木管理課	建設研究所

別表第3の2（第23条の2関係）

名称	位置	所管区域
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課	省略	
宇和島地方局産業経済部愛南水産課	省略	

別表第4（第23条の3関係）

名称	位置	所管区域	所掌事務
西条地方局 四国中央土木事務所	省略		
松山地方局 久万高原土木事務所	省略		
八幡浜地方局 大洲土木事務所	省略		

南予地方局 西予土木事 務所	省略	
南予地方局 愛南土木事 務所	省略	

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
東予地方局四国 中央土木事務所	用地管理 課	管理係、契約・建設業係
	省略	
東予地方局今治 土木事務所	管理課	管理係、契約・建設業係、建築指 導係
	用地課	
	建設企画 課	企画調査係
	河川港湾 課	第一係、第二係
	道路課	第一係、第二係、第三係、道路補 修係
	上島架橋 建設課	上島架橋係
中予地方局久万 高原土木事務所	用地管理 課	管理係、契約・建設業係
	省略	
南予地方局大洲 土木事務所	事業管理 課	管理係、契約・建設業係
	省略	
南予地方局八幡 浜土木事務所	管理課	管理係、契約・建設業係、建築指 導係
	用地課	
	建設企画 課	企画調査係
	河川港湾 課	第一係、第二係
	道路課	道路係、高規格道路係、道路補修 係
南予地方局西予 土木事務所	事業管理 課	管理係、契約・建設業係
	省略	
	河川砂防 課	河川砂防係
	省略	
南予地方局愛南 土木事務所	用地管理 課	管理係、契約・建設業係
	省略	

八幡浜地方局 西予土木事 務所	省略	
宇和島地方局 愛南土木事 務所	省略	

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
西条地方局四国 中央土木事務所	用地管理 課	管理係、事業係
	省略	
松山地方局久万 高原土木事務所	用地管理 課	管理係、事業係
	省略	
八幡浜地方局大 洲土木事務所	事業管理 課	管理係、事業係
	省略	
八幡浜地方局西 予土木事務所	事業管理 課	管理係、事業係
	省略	
	河川砂防 課	企画係、河川砂防係
	省略	
宇和島地方局愛 南土木事務所	用地管理 課	管理係、事業係
	省略	

別表第6（第23条の3関係）

名称	位置	所掌事務
東予地方局鹿森ダム管理事務所	省略	
東予地方局黒瀬ダム管理事務所	省略	
東予地方局玉川ダム管理事務所	省略	
東予地方局台ダム管理事務所	省略	
南予地方局須賀川ダム管理事務所	省略	
南予地方局山財ダム管理事務所	省略	

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
西条保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	検査室	検査係
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係 _____
今治保健所	省略	
	生活衛生課	生活衛生係 _____
	省略	
松山保健所	企画課	企画情報係、医療対策係、検査係
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係 _____
	省略	
八幡浜保健所	省略	
	生活衛生課	生活衛生係 _____
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係 _____
	原子力安全室	原子力監視係
宇和島保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	検査室	検査係
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係 _____
	省略	

別表第6（第23条の3関係）

名称	位置	所掌事務
西条地方局鹿森ダム管理事務所	省略	
西条地方局黒瀬ダム管理事務所	省略	
今治地方局玉川ダム管理事務所	省略	
今治地方局台ダム管理事務所	省略	
宇和島地方局須賀川ダム管理事務所	省略	
宇和島地方局山財ダム管理事務所	省略	

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
西条保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	省略	
今治保健所	省略	
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	省略	
松山保健所	企画課	企画情報係、医療対策係 _____
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	省略	
八幡浜保健所	省略	
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係、環境監視係
	省略	
宇和島保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	省略	
	省略	

第2条 愛媛県行政組織規則の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部		課	係	
東予地方局	総務企画部	総務県民課	総務係、県民生活係	
		消防防災安全室	交通保安係、消防防災係	
		地域政策課	企画調整係、地域振興係、市町支援係	
		税務管理課		
		納税室		
		課税課	事業税係、不動産取得税係、自動車税係、軽油引取税係	
	今治支局	総務県民室	地域政策係	
		税務室		
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係	
		検査室	検査係	
		地域福祉課	福祉・保護係	
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係	
		生活衛生課	生活衛生係	
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係	
		今治支局	企画課	企画情報係、医療対策係
			健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
			生活衛生課	生活衛生係
			環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
	産業経済部	産業振興課	企画調整係、物産振興係、農産物安全係、農業振興係	
		商工観光室	商工観光係、労政雇用係	
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係、新居地域担当係	
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係	
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備係、農村環境係、農地防災係	
		企画検査室	調査計画係、団体指導第一係	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係	
		水産課	水産係	
		今治支局	商工観光室	商工観光係
			地域農業室	農業振興係、地域営農係、担い手支援係
			産地育成室	果樹係、農畜産係
			農村整備課	用地事業係、農地整備係、農村環境係、農地防災係
			企画検査室分室	団体指導第二係
			森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
	水産課		水産係	
	建設部	管理課	第一係、第二係、契約・建設業係	
		用地課		
		建設企画課	企画係、調査係	
		河川港湾課	第一係、第二係	
		道路課	第一係、第二係、街路係、道路補修係	
		建築指導課	第一係、第二係	
		出納室	審査係、出納係	

中予地方局	総務企画部	総務県民課	総務係、県民生活係		
		消防防災安全室	交通保安係、消防防災係		
		地域政策課	企画調整係、地域振興係、市町支援係		
		税務管理課	総務係		
		納税室			
		課税課	個人事業税係、不動産取得税係、法人税係、自動車税係、自動車取得税係、軽油引取税係		
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係、検査係		
		地域福祉課	福祉推進係		
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係		
		生活衛生課	生活衛生係		
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係		
	産業経済部	産業振興課	企画調整係、物産振興係、農産物安全係、農業振興係		
		商工観光室	商工観光・労政係		
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係		
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係		
		農村整備第一課	管理係、用地係、農地整備係、農地防災第一係、農地防災第二係		
		企画検査室	調査計画係、団体指導係		
		農村整備第二課	総合整備係、農村環境係		
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係		
		久万高原森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係		
		水産課	水産係		
		建設部	管理課	第一係、第二係、貿易港管理係、契約係、建設業係	
			用地課		
			建設企画課	企画係、調査係	
	河川砂防課		第一係、第二係、第三係、第四係		
	道路第一課		第一係、第二係、第三係、第四係		
	道路第二課		第一係、第二係、道路補修第一係、道路補修第二係		
	特定事業課		港湾海岸係、高規格道路係		
	鉄道高架課		鉄道高架係、車両基地係		
	建築指導課		第一係、第二係、県営住宅係		
	出納室		審査第一係、審査第二係、出納係		
	南予地方局	総務企画部	総務県民課	総務係、県民生活係	
			消防防災安全室	交通保安係、消防防災係	
			地域政策課	企画調整係、地域振興係、市町支援係	
			税務課	収納管理係、不動産取得税係、事業税・自動車税係、軽油引取税係	
			八幡浜支局	総務県民室	防災安全係、地域政策係
				税務室	
		健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係	
			検査室	検査係	
			地域福祉課	福祉推進係	
			健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係	
			生活衛生課	生活衛生係	
			環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係	

	八幡浜支局	企画課	企画情報係、医療対策係
		福祉室	福祉・保護係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
			原子力安全室
	産業経済部	産業振興課	企画調整係、物産振興係、農産物安全係、農業振興係
		商工観光室	商工観光係、労政雇用係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備係、農村環境係、農地防災係
		企画検査室	調査計画係、団体指導第一係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係、山のみち整備係
		水産課	水産係、漁港係
		愛南水産課	
		八幡浜支局	商工観光室
	地域農業室		農業振興係、地域営農係、担い手支援係
	産地育成室		果樹係、農産園芸係、畜産係
	農村整備第一課		用地事業係、農地整備第一係、農地整備第二係、農地整備第三係、農地防災係
	企画検査室分室		団体指導第二係
	農村整備第二課		総合整備第一係、総合整備第二係、総合整備第三係、総合整備第四係、農村環境係
	森林林業課		森づくり係、森林活用係、治山林道係
	水産課		水産係、漁港係
	建設部		管理課
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川港湾課	第一係、第二係
道路課		第一係、第二係、第三係、道路補修係	
建築指導課		建築指導係	
出納室		審査係、出納係	

附 則（平成20年 3月31日規則第27号）

- この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課、センター、場、所若しくは局に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課、所若しくは局に勤務を命ぜられたものとする。

総務部新行政推進局市町振興課地域振興係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課地域支援係担当係長
県民環境部環境局廃棄物対策課計画推進係長	県民環境部環境局循環型社会推進課計画推進係長
県民環境部環境局廃棄物対策課	県民環境部環境局循環型社会推進課
保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室医療関係係長	保健福祉部管理局医療対策課医療関係係長
保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室地域看護係長	保健福祉部管理局医療対策課地域看護係長

中央児童相談所保護課児童指導係長	中央児童相談所児童保護課児童指導係長
衛生環境研究所環境調査課放射能研究室放射能調査科長	衛生環境研究所環境調査課放射能調査科長
経済労働部観光国際局観光交流課県産品振興係長	経済労働部観光国際局観光物産課県産品振興係長
経済労働部観光国際局観光交流課	経済労働部観光国際局観光物産課
工業技術センター総務課庶務係長	産業技術研究所企画管理部管理係長
繊維産業試験場総務課担当係長	産業技術研究所繊維産業技術センター技術支援室管理係長
紙産業研究センター総務課庶務係長	産業技術研究所紙産業技術センター技術支援室管理係長
窯業試験場担当係長	産業技術研究所窯業技術センター技術支援室管理係長
工業技術センター	産業技術研究所
繊維産業試験場	産業技術研究所
紙産業研究センター	産業技術研究所
窯業試験場	産業技術研究所
建設研究所	産業技術研究所
農林水産部農業振興局農業経営課管理係長	農林水産部農業振興局農産園芸課管理係長
農林水産部農業振興局農業経営課普及指導係長	農林水産部農業振興局農産園芸課普及指導係長
農林水産部農業振興局農業経営課普及指導係担当係長	農林水産部農業振興局農産園芸課普及指導係担当係長
農林水産部農業振興局農業経営課研究企画係長	農林水産部農業振興局農産園芸課研究企画係長
農林水産部農業振興局農産園芸課果樹生産係長	農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長
農林水産部農業振興局農産園芸課農産対策係長	農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長
農林水産部農業振興局農産園芸課野菜園芸係長	農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長
農林水産部農業振興局農業経営課生産環境係長	農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長
農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室農地活用係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室農地活用係長
農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室担い手育成係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室担い手育成係長
農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室担い手育成係担当係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室担い手育成係担当係長
農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭開催準備室総務渉外係長	農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭室総務渉外係長
農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭開催準備室総務渉外係担当係長	農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭室総務渉外係担当係長
農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭開催準備室総合企画係長	農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭室総合企画係長
農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭開催準備室事業推進係長	農林水産部森林局林業政策課全国育樹祭室事業推進係長
農業試験場総務課庶務係長	農林水産研究所総務課担当係長

花き総合指導センター総務課担当係長	農林水産研究所総務課担当係長
農業試験場普及情報室担当係長	農林水産研究所農業研究部普及情報室担当係長
果樹試験場総務課庶務係長	農林水産研究所果樹研究センター総務室担当係長
畜産試験場総務課庶務係長	農林水産研究所畜産研究センター総務室担当係長
養鶏試験場総務課担当係長	農林水産研究所畜産研究センター総務室担当係長
林業技術センター総務課担当係長	農林水産研究所林業研究センター総務室担当係長
林業技術センター研修課研修係長	農林水産研究所林業研究センター研修課研修係長
林業技術センター普及情報室担当係長	農林水産研究所林業研究センター普及情報室担当係長
水産試験場開発室よしゅう船長	農林水産研究所水産研究センター環境資源室よしゅう船長
水産試験場開発室よしゅう機関長	農林水産研究所水産研究センター環境資源室よしゅう機関長
水産試験場栽培推進室担当係長	農林水産研究所水産研究センター養殖推進室栽培推進グループ担当係長
魚病指導センター担当係長	農林水産研究所水産研究センター魚類検査室担当係長
中予水産試験場総務課担当係長	農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所総務室担当係長
中予水産試験場栽培推進室担当係長	農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所増殖技術室栽培推進グループ担当係長
農業試験場	農林水産研究所
果樹試験場	農林水産研究所
花き総合指導センター	農林水産研究所
畜産試験場	農林水産研究所
養鶏試験場	農林水産研究所
林業技術センター	農林水産研究所
水産試験場	農林水産研究所
中予水産試験場	農林水産研究所
出納局会計課県費審査係長	出納局審査課県費審査係長
出納局会計課県費審査係担当係長	出納局審査課県費審査係担当係長
出納局会計課財務オンライン係長	出納局審査課財務オンライン係長
西条地方局総務県民部総務調整課調整管理係長	東予地方局総務企画部総務県民課総務係長
西条地方局総務県民部税務課収納管理グループ担当係長	東予地方局総務企画部税務管理課収納管理グループ担当係長
西条地方局総務県民部税務課納税グループ担当係長	東予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長
西条地方局総務県民部税務課不動産取得税係長	東予地方局総務企画部課税課不動産取得税係長

西条地方局総務県民部税務課不動産取得税係担当係長	東予地方局総務企画部課税課不動産取得税係担当係長
西条地方局総務県民部税務課自動車税係長	東予地方局総務企画部課税課自動車税係長
西条地方局総務県民部税務課軽油引取税係担当係長	東予地方局総務企画部課税課軽油引取税係担当係長
西条地方局健康福祉環境部企画課担当係長	東予地方局健康福祉環境部企画課担当係長
西条地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長	東予地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長
西条地方局健康福祉環境部地域福祉課長	東予地方局健康福祉環境部地域福祉課長
西条地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長	東予地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長
西条地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐
西条地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長	東予地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
西条地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長	東予地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
西条地方局健康福祉環境部生活衛生課長	東予地方局健康福祉環境部生活衛生課長
西条地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長	東予地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長
西条地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長	東予地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長
西条地方局四国中央保健所長	東予地方局四国中央保健所長
西条地方局四国中央保健所企画課長	東予地方局四国中央保健所企画課長
西条地方局四国中央保健所企画課担当係長	東予地方局四国中央保健所企画課担当係長
西条地方局四国中央保健所企画課企画情報係長	東予地方局四国中央保健所企画課企画情報係長
西条地方局四国中央保健所企画課医療対策係担当係長	東予地方局四国中央保健所企画課医療対策係担当係長
西条地方局四国中央保健所保健課地域支援係担当係長	東予地方局四国中央保健所保健課地域支援係担当係長
西条地方局四国中央保健所保健課精神保健係長	東予地方局四国中央保健所保健課精神保健係長
西条地方局四国中央保健所保健課感染症対策係長	東予地方局四国中央保健所保健課感染症対策係長
西条地方局四国中央保健所衛生環境課長	東予地方局四国中央保健所衛生環境課長
西条地方局産業経済部農政普及課企画調整係担当係長	東予地方局産業経済部産業振興課企画調整係担当係長
西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長	東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域営農係長
西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長	東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援係長
西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室新居地域担当係長	東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室新居地域担当係長
西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援グループ担当係長	東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援グループ担当係長
西条地方局産業経済部農政普及課産地育成室農産園芸係長	東予地方局産業経済部産業振興課産地育成室農産園芸係長
西条地方局産業経済部農政普及課産地育成室畜産係長	東予地方局産業経済部産業振興課産地育成室畜産係長

西条地方局産業経済部農村整備課長	東予地方局産業経済部農村整備課長
西条地方局産業経済部農村整備課長補佐	東予地方局産業経済部農村整備課長補佐
西条地方局産業経済部農村整備課農地整備係長	東予地方局産業経済部農村整備課農地整備係長
西条地方局産業経済部農村整備課農地防災係長	東予地方局産業経済部農村整備課農地防災係長
西条地方局産業経済部農村整備課指導整備グループ担当係長	東予地方局産業経済部農村整備課指導整備グループ担当係長
西条地方局産業経済部農村整備課企画検査室長	東予地方局産業経済部農村整備課企画検査室長
西条地方局産業経済部農村整備課企画検査室企画工事検査専門員	東予地方局産業経済部農村整備課企画検査室企画工事検査専門員
西条地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐	東予地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐
西条地方局産業経済部森林林業課長	東予地方局産業経済部森林林業課長
西条地方局産業経済部森林林業課主席普及指導員	東予地方局産業経済部森林林業課主席普及指導員
西条地方局産業経済部森林林業課技術課長補佐	東予地方局産業経済部森林林業課技術課長補佐
西条地方局産業経済部森林林業課森づくり係長	東予地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
西条地方局産業経済部森林林業課治山林道係長	東予地方局産業経済部森林林業課治山林道係長
西条地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	東予地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長
西条地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長	東予地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長
西条地方局産業経済部水産課長	東予地方局産業経済部水産課長
西条地方局産業経済部水産課水産係長	東予地方局産業経済部水産課水産係長
西条地方局西条家畜保健衛生所長	東予地方局東予家畜保健衛生所長
西条地方局西条家畜保健衛生所防疫課長	東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課長
西条地方局西条家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長	東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長
西条地方局西条家畜保健衛生所防疫課防疫第二係長	東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課防疫第二係長
西条地方局建設部管理課長	東予地方局建設部管理課長
西条地方局建設部管理課長補佐	東予地方局建設部管理課長補佐
西条地方局建設部管理課担当係長	東予地方局建設部管理課担当係長
西条地方局建設部管理課第一係長	東予地方局建設部管理課第一係長
西条地方局建設部管理課事業係担当係長	東予地方局建設部管理課契約・建設業係担当係長
西条地方局建設部用地課用地補償審査専門員	東予地方局建設部用地課用地補償審査専門員
西条地方局建設部用地課用地グループ担当係長	東予地方局建設部用地課用地グループ担当係長
西条地方局建設部建設企画課技術課長補佐	東予地方局建設部建設企画課技術課長補佐

西条地方局建設部河川港湾課第一係長	東予地方局建設部河川港湾課第一係長
西条地方局建設部河川港湾課第二係長	東予地方局建設部河川港湾課第二係長
西条地方局建設部道路課長	東予地方局建設部道路課長
西条地方局建設部道路課第一係長	東予地方局建設部道路課第一係長
西条地方局建設部建築指導課第一係長	東予地方局建設部建築指導課第一係長
西条地方局四国中央土木事務所用地管理課長補佐	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課長補佐
西条地方局四国中央土木事務所用地管理課担当係長	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課担当係長
西条地方局四国中央土木事務所用地管理課管理係長	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課管理係長
西条地方局四国中央土木事務所用地管理課事業係長	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課契約・建設業係長
西条地方局四国中央土木事務所用地管理課用地グループ担当係長	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課用地グループ担当係長
西条地方局四国中央土木事務所建設課長	東予地方局四国中央土木事務所建設課長
西条地方局四国中央土木事務所建設課河川港湾係長	東予地方局四国中央土木事務所建設課河川港湾係長
西条地方局四国中央土木事務所建設課道路係長	東予地方局四国中央土木事務所建設課道路係長
西条地方局四国中央土木事務所建設課道路補修係長	東予地方局四国中央土木事務所建設課道路補修係長
西条地方局鹿森ダム管理事務所管理課管理係長	東予地方局鹿森ダム管理事務所管理課管理係長
西条地方局出納室長	東予地方局出納室長
西条地方局出納室審査係担当係長	東予地方局出納室審査係担当係長
西条地方局	東予地方局
今治地方局総務県民部税務課収納管理係長	東予地方局総務企画部今治支局税務室収納管理グループ担当係長
今治地方局総務県民部税務課納税グループ担当係長	東予地方局総務企画部今治支局税務室納税グループ担当係長
今治地方局健康福祉環境部企画課長	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長
今治地方局健康福祉環境部企画課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長補佐
今治地方局健康福祉環境部企画課担当係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課担当係長
今治地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課企画情報係長
今治地方局健康福祉環境部企画課企画情報係担当係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課企画情報係担当係長
今治地方局健康福祉環境部健康増進課長	東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長
今治地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課技術課長補佐
今治地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係担当係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課精神保健係担当係長
今治地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課感染症対策係長

今治地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局生活衛生課食品監視グループ担当係長
今治地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長	東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課廃棄物指導係長
今治地方局産業経済部農政普及課農業振興係長	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室農業振興係長
今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室地域営農係長
今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室担い手支援係長
今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域担当グループ担当係長	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室地域担当グループ担当係長
今治地方局産業経済部農政普及課産地育成室農畜産係担当係長	東予地方局産業経済部今治支局産地育成室農畜産係担当係長
今治地方局産業経済部農村整備課長	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課長
今治地方局産業経済部農村整備課長補佐	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課長補佐
今治地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課技術課長補佐
今治地方局産業経済部農村整備課用地管理係担当係長	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課用地事業係担当係長
今治地方局産業経済部農村整備課農村環境係長	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課農村環境係長
今治地方局産業経済部森林林業課長	東予地方局産業経済部今治支局森林林業課長
今治地方局産業経済部森林林業課森づくり係長	東予地方局産業経済部今治支局森林林業課森づくり係長
今治地方局産業経済部森林林業課森林活用係長	東予地方局産業経済部今治支局森林林業課森林活用係長
今治地方局産業経済部森林林業課治山林道係長	東予地方局産業経済部今治支局森林林業課治山林道係長
今治地方局産業経済部水産課水産係長	東予地方局産業経済部今治支局水産課水産係長
今治地方局産業経済部水産課水産係担当係長	東予地方局産業経済部今治支局水産課水産係担当係長
今治地方局今治家畜保健衛生所指導防疫係長	東予地方局東予家畜保健衛生所今治支所指導防疫係長
今治地方局建設部管理課管理係長	東予地方局今治土木事務所管理課管理係長
今治地方局建設部管理課事業係担当係長	東予地方局今治土木事務所管理課契約・建設業係担当係長
今治地方局建設部用地課用地グループ担当係長	東予地方局今治土木事務所用地課用地グループ担当係長
今治地方局建設部建設企画課企画係長	東予地方局今治土木事務所建設企画課企画調査係長
今治地方局建設部河川港湾課第一係長	東予地方局今治土木事務所河川港湾課第一係長
今治地方局建設部道路課第一係長	東予地方局今治土木事務所道路課第一係長
今治地方局建設部道路課第二係長	東予地方局今治土木事務所道路課第二係長
今治地方局建設部道路課第三係長	東予地方局今治土木事務所道路課第三係長
今治地方局建設部道路課道路補修係長	東予地方局今治土木事務所道路課道路補修係長
今治地方局建設部上島架橋建設課上島架橋係長	東予地方局今治土木事務所上島架橋建設課上島架橋係長

今治地方局玉川ダム管理事務所長	東予地方局玉川ダム管理事務所長
今治地方局玉川ダム管理事務所管理課長	東予地方局玉川ダム管理事務所管理課長
今治地方局台ダム管理事務所長	東予地方局台ダム管理事務所長
今治地方局台ダム管理事務所管理課管理係長	東予地方局建設部今治支局台ダム管理事務所管理課管理係長
今治地方局	東予地方局
松山地方局総務県民部総務調整課調整管理係長	中予地方局総務企画部総務県民課総務係長
松山地方局総務県民部総務調整課調整管理係担当係長	中予地方局総務企画部総務県民課総務係担当係長
松山地方局総務県民部税務管理課総務係長	中予地方局総務企画部税務管理課総務係長
松山地方局総務県民部税務管理課収納管理グループ担当係長	中予地方局総務企画部税務管理課収納管理グループ担当係長
松山地方局総務県民部税務管理課納税グループ担当係長	中予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長
松山地方局総務県民部課税課個人事業税係長	中予地方局総務企画部課税課個人事業税係長
松山地方局総務県民部課税課不動産取得税係長	中予地方局総務企画部課税課不動産取得税係長
松山地方局総務県民部課税課不動産取得税係担当係長	中予地方局総務企画部課税課不動産取得税係担当係長
松山地方局総務県民部課税課法人税係長	中予地方局総務企画部課税課法人税係長
松山地方局総務県民部課税課自動車取得税係長	中予地方局総務企画部課税課自動車取得税係長
松山地方局総務県民部課税課軽油引取税係長	中予地方局総務企画部課税課軽油引取税係長
松山地方局総務県民部課税課軽油引取税係担当係長	中予地方局総務企画部課税課軽油引取税係担当係長
松山地方局健康福祉環境部企画課長	中予地方局健康福祉環境部企画課長
松山地方局健康福祉環境部企画課長補佐	中予地方局健康福祉環境部企画課長補佐
松山地方局健康福祉環境部企画課技術課長補佐	中予地方局健康福祉環境部企画課技術課長補佐
松山地方局健康福祉環境部企画課担当係長	中予地方局健康福祉環境部企画課担当係長
松山地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長	中予地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長
松山地方局健康福祉環境部企画課医療対策係長	中予地方局健康福祉環境部企画課医療対策係長
松山地方局健康福祉環境部地域福祉課長	中予地方局健康福祉環境部地域福祉課長
松山地方局健康福祉環境部地域福祉課長補佐	中予地方局健康福祉環境部地域福祉課長補佐
松山地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長	中予地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長
松山地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長	中予地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長
松山地方局健康福祉環境部地域福祉課生活保護グループ担当係長	中予地方局健康福祉環境部地域福祉課生活保護グループ担当係長
松山地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐	中予地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐

松山地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長	中予地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
松山地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長	中予地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長
松山地方局産業経済部農政普及課農産物安全係長	中予地方局産業経済部産業振興課農産物安全係長
松山地方局産業経済部商工労政課商工労政係長	中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室商工観光・労政係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域営農係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係担当係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域営農係担当係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係担当係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援係担当係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農グループ担当係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域営農グループ担当係長
松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援グループ担当係長	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援グループ担当係長
松山地方局産業経済部農政普及課産地育成室果樹係長	中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室果樹係長
松山地方局産業経済部農政普及課産地育成室農産園芸係長	中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室農産園芸係長
松山地方局産業経済部農政普及課産地育成室畜産係長	中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室畜産係長
松山地方局産業経済部農村整備第一課長	中予地方局産業経済部農村整備第一課長
松山地方局産業経済部農村整備第一課技術課長補佐	中予地方局産業経済部農村整備第一課技術課長補佐
松山地方局産業経済部農村整備第一課農地防災第一係長	中予地方局産業経済部農村整備第一課農地防災第一係長
松山地方局産業経済部農村整備第一課指導整備グループ担当係長	中予地方局産業経済部農村整備第一課指導整備グループ担当係長
松山地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室長	中予地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室長
松山地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室企画工事検査専門員	中予地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室企画工事検査専門員
松山地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室調査計画係長	中予地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室調査計画係長
松山地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室団体指導係長	中予地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室団体指導係長
松山地方局産業経済部農村整備第二課長	中予地方局産業経済部農村整備第二課長
松山地方局産業経済部農村整備第二課技術課長補佐	中予地方局産業経済部農村整備第二課技術課長補佐
松山地方局産業経済部森林林業課森づくり係長	中予地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
松山地方局産業経済部森林林業課森林活用係長	中予地方局産業経済部森林林業課森林活用係長
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課森づくり係長	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課森づくり係長
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課森林活用係長	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課森林活用係長
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課治山林道係担当係長	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課治山林道係担当係長
松山地方局産業経済部水産課長	中予地方局産業経済部水産課長

松山地方局産業經濟部水産課水産係長	中予地方局産業經濟部水産課水産係長
松山地方局産業經濟部水産課水産係担当係長	中予地方局産業經濟部水産課水産係担当係長
松山地方局中央家畜保健衛生所指導課長	中予地方局中予家畜保健衛生所指導課長
松山地方局建設部管理課長補佐	中予地方局建設部管理課長補佐
松山地方局建設部管理課担当係長	中予地方局建設部管理課担当係長
松山地方局建設部管理課第一係長	中予地方局建設部管理課第一係長
松山地方局建設部管理課第一係担当係長	中予地方局建設部管理課第一係担当係長
松山地方局建設部管理課第二係担当係長	中予地方局建設部管理課第二係担当係長
松山地方局建設部管理課貿易港管理係長	中予地方局建設部管理課貿易港管理係長
松山地方局建設部管理課契約係長	中予地方局建設部管理課契約係長
松山地方局建設部管理課建設業係長	中予地方局建設部管理課建設業係長
松山地方局建設部用地課用地補償審査専門員	中予地方局建設部用地課用地補償審査専門員
松山地方局建設部用地課用地グループ担当係長	中予地方局建設部用地課用地グループ担当係長
松山地方局建設部建設企画課技術課長補佐	中予地方局建設部建設企画課技術課長補佐
松山地方局建設部建設企画課工事検査専門員	中予地方局建設部建設企画課工事検査専門員
松山地方局建設部河川砂防課第一係長	中予地方局建設部河川砂防課第一係長
松山地方局建設部河川砂防課第二係長	中予地方局建設部河川砂防課第二係長
松山地方局建設部河川砂防課第三係長	中予地方局建設部河川砂防課第三係長
松山地方局建設部河川砂防課第四係長	中予地方局建設部河川砂防課第四係長
松山地方局建設部道路第一課第四係長	中予地方局建設部道路第一課第四係長
松山地方局建設部道路第二課長	中予地方局建設部道路第二課長
松山地方局建設部道路第二課道路補修第一係長	中予地方局建設部道路第二課道路補修第一係長
松山地方局建設部道路第二課道路補修第二係長	中予地方局建設部道路第二課道路補修第二係長
松山地方局建設部特定事業課港湾海岸係長	中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係長
松山地方局建設部特定事業課高規格道路係長	中予地方局建設部特定事業課高規格道路係長
松山地方局建設部特定事業課鉄道高架係長	中予地方局建設部特定事業課鉄道高架係長
松山地方局建設部建築指導課長	中予地方局建設部建築指導課長
松山地方局建設部建築指導課第二係長	中予地方局建設部建築指導課第二係長
松山地方局建設部建築指導課県営住宅係長	中予地方局建設部建築指導課県営住宅係長

松山地方局久万高原土木事務所企画工事検査専門員	中予地方局久万高原土木事務所企画工事検査専門員
松山地方局久万高原土木事務所用地管理課長	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課長
松山地方局久万高原土木事務所用地管理課担当係長	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課担当係長
松山地方局久万高原土木事務所用地管理課事業係長	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課契約・建設業係長
松山地方局久万高原土木事務所用地管理課用地グループ担当係長	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課用地グループ担当係長
松山地方局久万高原土木事務所河川砂防課長	中予地方局久万高原土木事務所河川砂防課長
松山地方局久万高原土木事務所河川砂防課企画係長	中予地方局久万高原土木事務所河川砂防課企画係長
松山地方局久万高原土木事務所河川砂防課河川砂防係長	中予地方局久万高原土木事務所河川砂防課河川砂防係長
松山地方局久万高原土木事務所道路課第二係長	中予地方局久万高原土木事務所道路課第二係長
松山地方局久万高原土木事務所道路課第三係長	中予地方局久万高原土木事務所道路課第三係長
松山地方局久万高原土木事務所道路課道路補修係長	中予地方局久万高原土木事務所道路課道路補修係長
松山地方局出納室長	中予地方局出納室長
松山地方局	中予地方局
八幡浜地方局総務県民部税務課収納管理係長	南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室収納管理グループ担当係長
八幡浜地方局健康福祉環境部企画課長補佐	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局企画課長補佐
八幡浜地方局健康福祉環境部企画課担当係長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局企画課担当係長
八幡浜地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局企画課企画情報係長
八幡浜地方局健康福祉環境部企画課企画情報係担当係長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局企画課企画情報係担当係長
八幡浜地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局健康増進課技術課長補佐
八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局生活衛生課長
八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課生活衛生係長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局生活衛生課生活衛生係長
八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局生活衛生課食品監視グループ担当係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課農業振興係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室農業振興係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室担い手支援係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農グループ担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室地域営農グループ担当係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援グループ担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室担い手支援グループ担当係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課産地育成室果樹係担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局産地育成室果樹係担当係長
八幡浜地方局産業経済部農政普及課産地育成室農産園芸係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局産地育成室農産園芸係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課長

八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課長補佐
八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課技術課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課技術課長補佐
八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課農地防災係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課農地防災係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室企画工事検査専門員	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課企画検査室分室企画工事検査専門員
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課技術課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課技術課長補佐
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課総合整備第一係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備第一係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課総合整備第二係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備第二係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課総合整備第三係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備第三係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課総合整備第四係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備第四係長
八幡浜地方局産業経済部農村整備第二課農村環境係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課農村環境係長
八幡浜地方局産業経済部森林林業課主席普及指導員	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課主席普及指導員
八幡浜地方局産業経済部森林林業課森づくり係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課森づくり係長
八幡浜地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課森づくり係担当係長
八幡浜地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課森づくりグループ担当係長
八幡浜地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課治山林道グループ担当係長
八幡浜地方局産業経済部水産課長	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課長
八幡浜地方局産業経済部水産課水産係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課水産係長
八幡浜地方局産業経済部水産課漁港係長	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課漁港係長
八幡浜地方局八幡浜家畜保健衛生所長	南予地方局南予家畜保健衛生所長
八幡浜地方局八幡浜家畜保健衛生所指導課長	南予地方局南予家畜保健衛生所指導課長
八幡浜地方局八幡浜家畜保健衛生所指導課指導第二係長	南予地方局南予家畜保健衛生所指導課指導第二係長
八幡浜地方局八幡浜家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長	南予地方局南予家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長
八幡浜地方局建設部管理課担当係長	南予地方局八幡浜土木事務所管理課担当係長
八幡浜地方局建設部管理課管理係長	南予地方局八幡浜土木事務所管理課管理係長
八幡浜地方局建設部管理課事業係長	南予地方局八幡浜土木事務所管理課契約・建設係長
八幡浜地方局建設部用地課用地グループ担当係長	南予地方局八幡浜土木事務所用地課用地グループ担当係長
八幡浜地方局建設部河川港湾課第一係長	南予地方局八幡浜土木事務所河川港湾課第一係長
八幡浜地方局建設部道路課高規格道路係長	南予地方局八幡浜土木事務所道路課高規格道路係長

八幡浜地方局大洲土木事務所長	南予地方局大洲土木事務所長
八幡浜地方局大洲土木事務所企画工事検査専門員	南予地方局大洲土木事務所企画工事検査専門員
八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課長	南予地方局大洲土木事務所事業管理課長
八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課担当係長	南予地方局大洲土木事務所事業管理課担当係長
八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課管理係長	南予地方局大洲土木事務所事業管理課管理係長
八幡浜地方局大洲土木事務所用地課用地グループ担当係長	南予地方局大洲土木事務所用地課用地グループ担当係長
八幡浜地方局大洲土木事務所河川港湾課企画係長	南予地方局大洲土木事務所河川港湾課企画係長
八幡浜地方局大洲土木事務所河川港湾課河川港湾係長	南予地方局大洲土木事務所河川港湾課河川港湾係長
八幡浜地方局大洲土木事務所河川港湾課砂防係長	南予地方局大洲土木事務所河川港湾課砂防係長
八幡浜地方局大洲土木事務所道路課第一係長	南予地方局大洲土木事務所道路課第一係長
八幡浜地方局大洲土木事務所道路課第一係担当係長	南予地方局大洲土木事務所道路課第一係担当係長
八幡浜地方局大洲土木事務所道路課第四係長	南予地方局大洲土木事務所道路課第四係長
八幡浜地方局大洲土木事務所道路課道路補修係長	南予地方局大洲土木事務所道路課道路補修係長
八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課長	南予地方局西予土木事務所事業管理課長
八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課事業係長	南予地方局西予土木事務所事業管理課契約・建設業係長
八幡浜地方局西予土木事務所用地課用地グループ担当係長	南予地方局西予土木事務所用地課用地グループ担当係長
八幡浜地方局西予土木事務所河川砂防課長	南予地方局西予土木事務所河川砂防課長
八幡浜地方局西予土木事務所河川砂防課河川砂防係長	南予地方局西予土木事務所河川砂防課河川砂防係長
八幡浜地方局西予土木事務所道路課長	南予地方局西予土木事務所道路課長
八幡浜地方局西予土木事務所道路課第二係長	南予地方局西予土木事務所道路課第二係長
八幡浜地方局西予土木事務所道路課道路補修係長	南予地方局西予土木事務所道路課道路補修係長
八幡浜地方局	南予地方局
宇和島地方局総務県民部総務調整課調整管理係担当係長	南予地方局総務企画部総務県民課総務係担当係長
宇和島地方局総務県民部総務調整課市町振興係長	南予地方局総務企画部地域政策課市町支援係長
宇和島地方局総務県民部税務課収納管理係長	南予地方局総務企画部税務課収納管理係長
宇和島地方局総務県民部税務課不動産取得税係長	南予地方局総務企画部税務課不動産取得税係長
宇和島地方局総務県民部税務課事業税・自動車税係長	南予地方局総務企画部税務課事業税・自動車税係長
宇和島地方局総務県民部税務課軽油引取税係長	南予地方局総務企画部税務課軽油引取税係長
宇和島地方局総務県民部税務課納税グループ担当係長	南予地方局総務企画部税務課納税グループ担当係長

宇和島地方局健康福祉環境部企画課担当係長	南予地方局健康福祉環境部企画課担当係長
宇和島地方局健康福祉環境部企画課医療対策係長	南予地方局健康福祉環境部企画課医療対策係長
宇和島地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係身体障害者福祉司	南予地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係身体障害者福祉司
宇和島地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長	南予地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉指導グループ担当係長
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐	南予地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長	南予地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長	南予地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係担当係長	南予地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係担当係長
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長	南予地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課難病・母子保健係長	南予地方局健康福祉環境部健康増進課難病・母子保健係長
宇和島地方局健康福祉環境部生活衛生課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部生活衛生課技術課長補佐
宇和島地方局健康福祉環境部生活衛生課生活衛生係長	南予地方局健康福祉環境部生活衛生課生活衛生係長
宇和島地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長	南予地方局健康福祉環境部生活衛生課食品監視グループ担当係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課企画調整係長	南予地方局産業経済部産業振興課企画調整係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域営農係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手支援係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域担当グループ担当係長	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域担当グループ担当係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課産地育成室果樹係長	南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室果樹係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課産地育成室農産園芸係長	南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室農産園芸係長
宇和島地方局産業経済部農政普及課産地育成室畜産係長	南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室畜産係長
宇和島地方局産業経済部農村整備課長	南予地方局産業経済部農村整備課長
宇和島地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐	南予地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐
宇和島地方局産業経済部農村整備課農村環境係長	南予地方局産業経済部農村整備課農村環境係長
宇和島地方局産業経済部農村整備課農地防災係長	南予地方局産業経済部農村整備課農地防災係長
宇和島地方局産業経済部農村整備課企画検査室長	南予地方局産業経済部農村整備課企画検査室長
宇和島地方局産業経済部農村整備課企画検査室企画工事検査専門員	南予地方局産業経済部農村整備課企画検査室企画工事検査専門員
宇和島地方局産業経済部農村整備課企画検査室調査計画係長	南予地方局産業経済部農村整備課企画検査室調査計画係長
宇和島地方局産業経済部農村整備課企画検査室団体指導係長	南予地方局産業経済部農村整備課企画検査室団体指導第一係長

宇和島地方局産業經濟部森林林業課技術課長補佐	南予地方局産業經濟部森林林業課技術課長補佐
宇和島地方局産業經濟部森林林業課治山林道係長	南予地方局産業經濟部森林林業課治山林道係長
宇和島地方局産業經濟部森林林業課治山林道係担当係長	南予地方局産業經濟部森林林業課治山林道係担当係長
宇和島地方局産業經濟部森林林業課治山林道グループ担当係長	南予地方局産業經濟部森林林業課治山林道グループ担当係長
宇和島地方局産業經濟部水産課長	南予地方局産業經濟部水産課長
宇和島地方局産業經濟部水産課水産係長	南予地方局産業經濟部水産課水産係長
宇和島地方局産業經濟部水産課漁港係長	南予地方局産業經濟部水産課漁港係長
宇和島地方局産業經濟部愛南水産課長	南予地方局産業經濟部愛南水産課長
宇和島地方局建設部管理課長	南予地方局建設部管理課長
宇和島地方局建設部管理課長補佐	南予地方局建設部管理課長補佐
宇和島地方局建設部管理課担当係長	南予地方局建設部管理課担当係長
宇和島地方局建設部管理課事業係長	南予地方局建設部管理課契約・建設業係長
宇和島地方局建設部用地課長	南予地方局建設部用地課長
宇和島地方局建設部用地課用地グループ担当係長	南予地方局建設部用地課用地グループ担当係長
宇和島地方局建設部建設企画課技術課長補佐	南予地方局建設部建設企画課技術課長補佐
宇和島地方局建設部建設企画課調査係長	南予地方局建設部建設企画課調査係長
宇和島地方局建設部河川港湾課第一係長	南予地方局建設部河川港湾課第一係長
宇和島地方局建設部河川港湾課第二係長	南予地方局建設部河川港湾課第二係長
宇和島地方局建設部道路課道路補修係長	南予地方局建設部道路課道路補修係長
宇和島地方局建設部建築指導課建築指導係長	南予地方局建設部建築指導課建築指導係長
宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課長	南予地方局愛南土木事務所用地管理課長
宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課長補佐	南予地方局愛南土木事務所用地管理課長補佐
宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課管理係長	南予地方局愛南土木事務所用地管理課管理係長
宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課用地グループ担当係長	南予地方局愛南土木事務所用地管理課用地グループ担当係長
宇和島地方局愛南土木事務所建設課長	南予地方局愛南土木事務所建設課長
宇和島地方局愛南土木事務所建設課担当係長	南予地方局愛南土木事務所建設課担当係長
宇和島地方局愛南土木事務所建設課河川港湾係長	南予地方局愛南土木事務所建設課河川港湾係長
宇和島地方局愛南土木事務所建設課公園・道路補修係長	南予地方局愛南土木事務所建設課公園・道路補修係長
宇和島地方局須賀川ダム管理事務所長	南予地方局須賀川ダム管理事務所長

宇和島地方局山財ダム管理事務所長	南予地方局山財ダム管理事務所長
宇和島地方局山財ダム管理事務所管理課管理係長	南予地方局山財ダム管理事務所管理課管理係長
宇和島地方局	南予地方局

○愛媛県規則第28号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>			<p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>		
	区分	職		区分	職
	知事の事務部局	<p>部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、<u>環境技術専門監</u>、原子力安全対策推進監_____、</p> <p>高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長、育樹祭調整班長、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>	<p>部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監_____、原子力安全対策推進監、<u>循環型社会推進監</u>、えひめブランド推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長_____、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>		
	地方機関	<p>局長、<u>支局長</u>、所長、部長、<u>センター長</u>、次長、保健統括監、<u>建設技術監</u>、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹_____、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、<u>地域政策班長</u>_____、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員_____、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授_____、企画工事</p>	<p>局長_____、所長、部長_____、次長、保健統括監_____、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、<u>場長</u>、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、<u>寮長</u>、<u>新まちづくり支援班長</u>、<u>地方局再編班長</u>、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、<u>専門研究員</u>、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、<u>分場長</u>、企画工事</p>		

	検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略	

	検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略	

第3条 知事の事務部局において公立学校学長、公立学校学部長、公立学校教員又は公立学校助手（以下「教員等」という。）をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区分		職
知事の事務部局	医療技術 大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、准教授、講師、助教、助手、センター員

第3条 知事の事務部局において公立学校学長、公立学校学部長、公立学校教員又は公立学校助手（以下「教員等」という。）をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区分		職
知事の事務部局	医療技術 大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、准教授、講師、助手、センター員

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第29号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（火薬類取締法施行細則の一部改正）

第1条 火薬類取締法施行細則（昭和25年愛媛県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表（第1条関係） 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ当該右欄の地を管轄する地方局長を経由すること。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			<p>別表（第1条関係） 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ当該右欄の地を管轄する地方局長を経由すること。</p> <table border="1"> <tr> <td> <u>法第16条第1項の営業廃止届</u> 法第16条第2項の火薬庫の用途廃止届 <u>法第28条第1項の危害予防規程</u> 法第30条第3項の保安責任者又は副保安責任者の選任又は解任届（法第30条第2項の消費者に係るものを除く。） 法第33条第2項の保安責任者の代理者の選任又は解任届 <u>（同）</u> 法第36条第1項の安定度試験の結果報告 </td> <td> 製造所又は販売所の所在地 火薬庫の所在地 製造所の所在地 製造所又は火薬庫の所在地 同 報告者の住所 </td> </tr> </table>	<u>法第16条第1項の営業廃止届</u> 法第16条第2項の火薬庫の用途廃止届 <u>法第28条第1項の危害予防規程</u> 法第30条第3項の保安責任者又は副保安責任者の選任又は解任届（法第30条第2項の消費者に係るものを除く。） 法第33条第2項の保安責任者の代理者の選任又は解任届 <u>（同）</u> 法第36条第1項の安定度試験の結果報告	製造所又は販売所の所在地 火薬庫の所在地 製造所の所在地 製造所又は火薬庫の所在地 同 報告者の住所
<u>法第16条第1項の営業廃止届</u> 法第16条第2項の火薬庫の用途廃止届 <u>法第28条第1項の危害予防規程</u> 法第30条第3項の保安責任者又は副保安責任者の選任又は解任届（法第30条第2項の消費者に係るものを除く。） 法第33条第2項の保安責任者の代理者の選任又は解任届 <u>（同）</u> 法第36条第1項の安定度試験の結果報告	製造所又は販売所の所在地 火薬庫の所在地 製造所の所在地 製造所又は火薬庫の所在地 同 報告者の住所				

第18号様式（第2条関係）

（県税証紙の消印）

省略

注

- 1 省略
- 2 記号は次のとおりとする。

東予地方局 東 予

中予地方局 中 予

南予地方局 南 予

第23号様式（第5条関係）

（県税証紙・始動票札売却代金払込書）

省略

省略

省略

中予地方局長様

八幡浜地方局

八幡浜

宇和島地方局

宇和島

第18号様式（第2条関係）

（県税証紙の消印）

省略

注

- 1 省略
- 2 記号は次のとおりとする。

西条地方局 西 条

今治地方局 今 治

松山地方局 松 山

八幡浜地方局 八幡浜

宇和島地方局 宇和島

第23号様式（第5条関係）

（県税証紙・始動票札売却代金払込書）

省略

省略

省略

松山地方局長様

（波止浜水門管理規則の一部改正）

第4条 波止浜水門管理規則（昭和35年愛媛県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理責任者）</p> <p>第3条 水門の管理責任者は、<u>東予地方局長</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（水門操作の通信連絡及び警報）</p> <p>第7条 管理責任者は、防潮のため水門の操作をしようとするときは、操作時刻より20分以上前に今治市_____へ通報し、かつ水門の操作開始前10分間ブザーの継続吹鳴を行つて一般に警報しなければならない。</p>	<p>（管理責任者）</p> <p>第3条 水門の管理責任者は、<u>今治地方局長</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（水門操作の通信連絡及び警報）</p> <p>第7条 管理責任者は、防潮のため水門の操作をしようとするときは、操作時刻より20分以上前に今治市波止浜支所へ通報し、かつ水門の操作開始前10分間ブザーの継続吹鳴を行つて一般に警報しなければならない。</p>

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第5条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法第28条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による措置に関すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p><u>(8)の2 法第30条第1項及び第2項の規定による児童の同居に係る届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(8)の3 法第30条の2の規定による児童の保護に係る指示又は報告の徴収に関すること（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に対するものを除く。）。</u></p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法第28条第1項_____の規定による措置に関すること。</p> <p>(8) 省略</p>

- (9)～(11) 省略
- (12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号から第7号まで、第13号及び第14号に掲げる権限に係るものに限る。）。
- (12)の2 法第56条第8項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関すること。
- (13)～(19) 省略
- (19)の2 施行規則第26条の規定による書類の送付に関すること。
- (19)の3 施行規則第27条の規定による入所又は入院した児童等に係る届出の受理に関すること。

(20)～(26) 省略

2・3 省略

（指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出）

第13条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定知的障害児施設等指定辞退申出書（様式第17号）を地方局長に提出して申し出なければならない。

様式第15号（第11条関係） 指定知的障害児施設等指定（更新）申請書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

別紙 1～5 省略

様式第16号（第12条関係） 指定知的障害児施設等変更届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第17号（第13条関係） 指定知的障害児施設等指定辞退申出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第30号の3（第30条関係） 児童を同居させた旨の届出書

省略
愛媛県 児童相談所長 _____ 様
省略

注 省略

様式第30号の4（第31条関係） 児童と同居をやめた旨の届出書

省略
愛媛県 児童相談所長 _____ 様
省略

注 省略

- (9)～(11) 省略
- (12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第1号から第4号まで、次号 及び第11号に掲げる権限に係るものに限る。）。

(13)～(19) 省略

(20)～(26) 省略

2・3 省略

（指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出）

第13条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定知的障害児施設等指定辞退申出書（様式第17号）を知事に提出して申し出なければならない。

様式第15号（第11条関係） 指定知的障害児施設等指定（更新）申請書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

別紙 1～5 省略

様式第16号（第12条関係） 指定知的障害児施設等変更届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第17号（第13条関係） 指定知的障害児施設等指定辞退申出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第30号の3（第30条関係） 児童を同居させた旨の届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第30号の4（第31条関係） 児童と同居をやめた旨の届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

（愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正）

第6条 愛媛県老人福祉法施行細則（昭和38年愛媛県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（老人ホーム事業開始届出書） 第15条 法第15条第3項の規定による届出に係る施設及び同条第4	（老人ホーム事業開始届出書） 第15条 法第15条第3項の規定による届出に係る施設及び同条第4

項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届出書（様式第25号）により、その旨を速やかに地方局長に届け出なければならない。

（改善命令による措置結果報告書）

第18条 市町、社会福祉法人その他の者 _____ は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書（様式第29号）を、その処分を受けた日から30日以内に知事（特別養護老人ホーム（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）を設置する者にあつては、地方局長）に報告しなければならない。

（準用）

第24条 第18条の規定は、市町、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定によつて必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

様式第23号（第13条関係） 老人居宅生活支援事業開始届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の2（第13条の2関係） 老人居宅生活支援事業変更届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

様式第23号の3（第13条の3関係） 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の4（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等変更届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の5（第13条の5関係） 老人デイサービスセンター等変更届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

様式第23号の6（第13条の6関係） 老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書

省略
_____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の7（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書

項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届出書（様式第25号）により、その旨を速やかに知事 _____ に届け出なければならない。

（改善命令による措置結果報告書）

第18条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書（様式第29号）を、その処分を受けた日から30日以内に知事 _____ に報告しなければならない。

（準用）

第24条 第18条の規定は、市町村、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定によつて必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

様式第23号（第13条関係） 老人居宅生活支援事業開始届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の2（第13条の2関係） 老人居宅生活支援事業変更届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

様式第23号の3（第13条の3関係） 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の4（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等変更届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の5（第13条の5関係） 老人デイサービスセンター等変更届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

様式第23号の6（第13条の6関係） 老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書

省略
_____ 愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第23号の7（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 _____ 住 _____ 所
 届出者 名称及びその
 _____ 代表者の氏名
 省略

注 添付書類

- (1) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる書類
- (2) 省略

様式第24号（第14条関係） 老人ホーム設置認可申請書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

注 省略

様式第25号（第15条関係） 老人ホーム事業開始届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

注 省略

様式第26号（第16条関係） 老人ホーム変更届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第27号（第16条の2関係） 老人ホーム廃止等届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 _____ 住 _____ 所
 設置者 名称及びその
 _____ 代表者の氏名
 省略

様式第28号（第17条関係） 老人ホーム廃止等認可申請書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第29号（第18条関係） 措置結果報告書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 （地方局長）
 省略

様式第31号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

注 省略

様式第32号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 _____ 市町村長 _____ 印
 省略

注 添付書類

- (1) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第2項各号 _____ に掲げる書類
- (2) 省略

様式第24号（第14条関係） 老人ホーム設置認可申請書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

注 省略

様式第25号（第15条関係） 老人ホーム事業開始届出書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

注 省略

様式第26号（第16条関係） 老人ホーム変更届出書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第27号（第16条の2関係） 老人ホーム廃止等届出書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 _____ 市町村長 _____ 印
 省略

様式第28号（第17条関係） 老人ホーム廃止等認可申請書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第29号

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第31号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置届出書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

注 省略

様式第32号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 省略

注 省略

様式第33号 (第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第34号 (第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更許可申請書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第35号 (第22条関係) 軽費老人ホーム廃止届出書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第36号 (第23条関係) 老人福祉センター事業開始届書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第37号 (第23条関係) 老人福祉センター事業変更届書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第38号 (第23条関係) 老人福祉センター廃止届書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略

様式第43号 (第29条関係) 有料老人ホーム設置届書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略
 このことについて、次のとおり設置する _____ ので老人福祉法
 (昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定により届け出ます
 。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 条例、定款その他 の基本約款
- 4 省略
- 5 施設の管理者の氏名及び住所

様式第44号 (第29条関係) 有料老人ホーム事業変更届書

省略
 _____ 地方局長 _____ 様
 省略
 このことについて、次のとおり変更することになったので、老
 人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第2項の規定により、
 あらかじめ届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
省略
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
省略
- 3 条例、定款その他 の基本約款
省略

注 省略

様式第33号 (第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第34号 (第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更許可申請書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第35号 (第22条関係) 軽費老人ホーム廃止届出書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第36号 (第23条関係) 老人福祉センター事業開始届書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第37号 (第23条関係) 老人福祉センター事業変更届書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第38号 (第23条関係) 老人福祉センター廃止届書

省略
 _____ 愛媛県知事 _____ 様
 省略

様式第43号

省略
 _____ 愛媛県知事様 _____
 省略
 このことについて、次のとおり設置いたしたいので老人福祉法
 _____ 第29条第1項の規定によりお届けしま
 す。

- 1 施設の名称および所在地
- 2 設置者の氏名および住所または名称および所在地
- 3 条例、定款、その他の基本約款
- 4 省略
- 5 施設の管理者の氏名および住所

様式第44号

省略
 _____ 愛媛県知事様 _____
 省略
 このことについて、次のとおり変更することになったので、老
 人福祉法 _____ 第29条第2項の規定により、
 あらかじめお届けします。

- 1 施設の名称および所在地
省略
- 2 設置者の氏名および住所または名称および所在地
省略
- 3 条例、定款、その他の基本約款
省略

4 事業を開始した年月日

省略

5 施設の管理者の氏名及び住所

省略

様式第45号（第29条関係） 有料老人ホーム廃止届出書

省略

地方局長 様

省略

4 事業を開始した年月日

省略

5 施設の管理者の氏名および住所

省略

様式第45号（第29条関係） 有料老人ホーム廃止届出書

省略

愛媛県知事 様

省略

（愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第7条 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年愛媛県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、愛媛県行政組織条例に定める各部及び出納局の長の予算の編成及び執行に係る事務は、別に定めるところにより、当該各部及び出納局の幹事課（愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）第6条第1項に規定する幹事課をいう。）と各課が分担して処理する。</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、愛媛県行政組織条例に定める各部 _____ の長の予算の編成及び執行に係る事務は、別に定めるところにより、当該各部 _____ の幹事課（愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）第6条第1項に規定する幹事課をいう。）と各課が分担して処理する。</p>

（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正）

第8条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、「部局長」とは、愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）に定める部の長、会計管理者、議会議務局長、副教育長、警察本部長、選挙管理委員会書記長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、「部局長」とは、愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）に定める部の長、会計管理者、議会議務局長、<u>教育長</u>、警察本部長、選挙管理委員会書記長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p>

（愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第9条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（屋外広告業者登録簿の閲覧）</p> <p>第19条 条例第35条の規定により屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>別表第3に掲げる場所</u> _____ に屋外広告業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2 <u>土木部道路都市局都市計画課内に置く閲覧所にあつては登録簿の正本を、地方局建設部及び土木事務所に置く閲覧所にあつては登録簿の副本を備えるものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>	<p>（屋外広告業者登録簿の閲覧）</p> <p>第19条 条例第35条の規定により屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>土木部道路都市局都市計画課内に屋外広告業者登録簿閲覧所</u>（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>

8 省略

(屋外広告業者監督処分簿)

第28条 省略

2 省略

3 条例第44条第2項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供するため、別表第3に掲げる場所 _____ に屋外広告業者監督処分簿閲覧所を置く。

4 第19条第2項から第8項までの規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

別表第3 (第19条、第28条関係)

1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内
2 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内
3 西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局建設部内
4 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所内
5 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局建設部内
6 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内
7 大洲市田口甲425番地1 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内
8 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所内
9 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 愛媛県南予地方局西予土木事務所内
10 宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局建設部内
11 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内

別表第4 省略

7 省略

(屋外広告業者監督処分簿)

第28条 省略

2 省略

3 条例第44条第2項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供するため、土木部道路都市局都市計画課内に屋外広告業者監督処分簿閲覧所を置く。

4 第19条第2項から第7項までの規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

別表第3 省略

(愛媛県用品調達規則の一部改正)

第10条 愛媛県用品調達規則(昭和41年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(共通物品の購入)</p> <p>第4条 本庁各課の長は、共通物品を必要とするものについて毎4半期ごとの需要見込みを立て、当該4半期の初日前20日までに共通物品需要計画書(様式第1号)を出納局会計課長 _____ (以下「会計課長 _____」という。)に送付しなければならない。</p> <p>2 会計課長 _____ は、前項の規定による需要計画書に基づき共通物品の調達計画を立て、これにより共通物品を購入しなければならない。ただし、調達計画により購入することが適当でないと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>(普通物品の請求)</p> <p>第5条 本庁各課の長は、普通物品を必要としたときに、普通物品</p>	<p>(共通物品の購入)</p> <p>第4条 本庁各課の長は、共通物品を必要とするものについて毎4半期ごとの需要見込みを立て、当該4半期の初日前20日までに共通物品需要計画書(様式第1号)を総務部管理局総務管理課長 _____ (以下「総務管理課長 _____」という。)に送付しなければならない。</p> <p>2 総務管理課長 _____ は、前項の規定による需要計画書に基づき共通物品の調達計画を立て、これにより共通物品を購入しなければならない。ただし、調達計画により購入することが適当でないと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>(普通物品の請求)</p> <p>第5条 本庁各課の長は、普通物品を必要としたときに、普通物品</p>

要求書（様式第2号）により会計課長に請求しなければならない。

（普通物品の購入又は修繕）

第6条 会計課長は、前条の規定により請求を受けたときは、審査し、適当と認めたときは購入又は修繕をするものとする。

2 前項の規定により普通物品を購入するときの予定価格は、1件1千万円以上のもは出納局長が、1件1千万円未満のもは会計課長が定める。

（用品の出納通知）

第7条 会計課長は、用品を出納させようとするときは、会計管理者に対し用品出納通知書（様式第3号）をもつてその出納を通知しなければならない。ただし、共通物品の払出通知にあつては、次条に規定する本庁各課の長が発する共通物品要求書をもつてこれに代えることができる。

（普通物品の交付）

第10条 会計課長は、普通物品を交付決定したときは、当該用品を請求した本庁各課の長に対し普通物品交付書（様式第6号）により交付通知をしなければならない。

2 省略

（用品の交付価格）

第11条 用品の交付価格は、購入価格に購入価格の100分の3以内の額を加算した額とする。ただし、会計課長が加算することが適当でないと思めたものについては、この限りでない。

（帳簿）

第13条 会計管理者及び会計課長は、それぞれ用品出納簿（様式第7号）並びに用品調達簿（様式第8号）及び用品支出負担行為並びに支払計画差引簿（様式第9号）を備え、所定の事項を記録しなければならない。

別表（第2条関係）

消耗品類	1 省略 2 定期刊行物（図書、新聞、法規加除録等）で <u>会計課長</u> が用品集中調達による購入除外を認めたもの
省略	
その他	1～3 省略 4 <u>会計課長</u> が特に用品集中調達による購入除外を認めた物品

様式第2号（第5条関係）

省略							
課長	課長 補佐	係長	係	会計 課長	課長 補佐	係長	係
省略							

様式第3号（第7条関係）

省略	
省略	省略 <u>愛媛県会計課長</u> 印
省略	

要求書（様式第2号）により総務管理課長に請求しなければならない。

（普通物品の購入_____）

第6条 総務管理課長は、前条の規定により請求を受けたときは、審査し、適当と認めたときは購入（修繕）をするものとする。

2 前項の規定により普通物品を購入するときの予定価格は、1件1千万円以上のもは総務部管理局長が、1件1千万円未満のもは総務管理課長が定める。

（用品の出納通知）

第7条 総務管理課長は、用品を出納させようとするときは、会計管理者に対し用品出納通知書（様式第3号）をもつてその出納を通知しなければならない。ただし、共通物品の払出通知にあつては、次条に規定する本庁各課の長が発する共通物品要求書をもつてこれに代えることができる。

（普通物品の交付）

第10条 総務管理課長は、普通物品を交付決定したときは、当該用品を請求した本庁各課の長に対し普通物品交付書（様式第6号）により交付通知をしなければならない。

2 省略

（用品の交付価格）

第11条 用品の交付価格は、購入価格に購入価格の100分の3以内の額を加算した額とする。ただし、総務管理課長が加算することが適当でないと思めたものについては、この限りでない。

（帳簿）

第13条 会計管理者及び総務管理課長は、それぞれ用品出納簿（様式第7号）並びに用品調達簿（様式第8号）及び用品支出負担行為並びに支払計画差引簿（様式第9号）を備え、所定の事項を記録しなければならない。

別表（第2条関係）

消耗品類	1 省略 2 定期刊行物（図書、新聞、法規加除録等）で <u>総務管理課長</u> が用品集中調達による購入除外を認めたもの
省略	
その他	1～3 省略 4 <u>総務管理課長</u> が特に用品集中調達による購入除外を認めた物品

様式第2号（第5条関係）

省略							
課長	課長 補佐	係長	係	総務 管理 課長	課長 補佐	係長	係
省略							

様式第3号（第7条関係）

省略	
省略	省略 <u>愛媛県総務管理課長</u> 印
省略	

様式第4号その1

課長	課長補佐	係長	係					
				年 月 日				
要求番号 _____								
共通物品要求書(伺)								
次の物品を要求してよろしいか。								
用品 番号	品名	規格	数量	支出科目				配当予算 残額
				款	項	目	節	

様式第4号(第8条関係)

課長	課長補佐	係長	係
愛媛県会計管理者様			
省略			
省略			

様式第6号(第10条関係)

省略	会計課長 印
省略	

様式第4号その2

愛媛県会計管理者様
省略
省略

様式第6号

省略	総務管理課長 印
省略	

(愛媛県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第11条 愛媛県開発登録簿閲覧規則(昭和46年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(閲覧所) 第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第1項に規定する開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、開発区域の存する市町を管轄する地方局建設部又は土木事務所に置く。	(閲覧所) 第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第1項に規定する開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、開発区域の存する市町を管轄する地方局 _____内に置く。

(建設業者許可申請等手続規則の一部改正)

第12条 建設業者許可申請等手続規則(昭和47年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(提出すべき書類の部数) 第2条 省令第7条第2号(省令第12条において準用する場合を含む。)に規定する知事の定める数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) 法第3条第1項の許可の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類 正本1通及び副本1通 (2) 省略	(提出すべき書類の部数) 第2条 省令第7条第2号(省令第12条において準用する場合を含む。)に規定する知事の定める数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 (1) 法第3条第1項の許可の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類 正本1通及び副本2通 (2) 省略

(愛媛県猿子川水門操作規則の一部改正)

第13条 愛媛県猿子川水門操作規則(昭和53年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制の実施)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>東予地方局今治土木事務所</u>において測定した今治地方の日雨量が80ミリメートルに達したとき。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(洪水警戒体制の実施)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>今治地方局</u>において測定した今治地方の日雨量が80ミリメートルに達したとき。</p> <p>(3) 省略</p>

(愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則の一部改正)

第14条 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則(昭和55年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>庁舎の名称</td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県農林水産研究所畜産研究センター</u></td> </tr> </table>	庁舎の名称	<u>愛媛県農林水産研究所畜産研究センター</u>	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>庁舎の名称</td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県畜産試験場</u></td> </tr> </table>	庁舎の名称	<u>愛媛県畜産試験場</u>
庁舎の名称					
<u>愛媛県農林水産研究所畜産研究センター</u>					
庁舎の名称					
<u>愛媛県畜産試験場</u>					

(生活保護法施行細則の一部改正)

第15条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項及び第20条の規定に基づき、知事は、法第24条から第37条まで、第40条第2項、第41条第2項、第4項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条、第46条第2項及び第3項、第48条第3項及び第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条並びに第81条並びに<u>省令第7条並びに第8条第1項及び第4項</u>に規定する保護の決定及び実施に関する事務(法第44条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、法第45条の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>(保護施設休止報告書等)</p> <p>第23条 <u>省令第7条</u>に規定する報告又は<u>省令第8条第1項及び第4項</u>に規定する通知は、保護施設の廃止、<u>事業縮小又は休止後30日</u>以内に、<u>保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書</u>(様式第65号)を<u>地方局長又は市町長</u>に提出してしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第65号(第23条関係) <u>保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項及び第20条の規定に基づき、知事は、法第24条から第37条まで、第40条第2項、第41条第2項、第4項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条、第46条第2項及び第3項、第48条第3項及び第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条並びに第81条_____に規定する保護の決定及び実施に関する事務(法第44条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、法第45条の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>(保護施設休止報告書等)</p> <p>第23条 <u>省令第7条</u>に規定する報告又は<u>省令第8条</u>_____に規定する通知は、保護施設の廃止、<u>事業縮小又は休止後30日</u>以内に、<u>保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書</u>(様式第65号)を<u>知事</u>又は市町長に提出してしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第65号(第23条関係) <u>保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書</u></p>

保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書

省略
 地方局長 _____ 様
 保護施設設置者 _____ 印

1・2 省略
 3 廃止（事業縮小・休止）の理由
 4・5 省略
 6 廃止（事業縮小・休止）年月日

保護施設廃止（事業縮少・休止）報告（通知）書

省略
 愛媛県知事 _____ 様
 市町長 _____ 印

1・2 省略
 3 廃止（事業縮少・休止）の理由
 4・5 省略
 6 廃止（事業縮少・休止）年月日

（愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則の一部改正）

第16条 愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則（昭和60年愛媛県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（申請書等の提出部数）</p> <p>第2条 法第22条の規定により工事業者登録申請者が知事に提出すべき申請書及びその添付書類並びに省令第8条の規定により浄化槽工事業者が知事に提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、 _____ 1通とする。</p> <p>2 省令第11条又は第12条の規定により特例浄化槽工事業者が知事に提出すべき届出書及びその添付書類の部数は、 _____ 正本1通及び副本1通とする。</p>	<p>（申請書等の提出部数）</p> <p>第2条 法第22条の規定により工事業者登録申請者が知事に提出すべき申請書及びその添付書類並びに省令第8条の規定により浄化槽工事業者が知事に提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、<u>県内に主たる事務所を有する工事業者登録申請者又は浄化槽工事業者にあつては正本1通及び副本1通、県外に主たる事務所を有する工事業者登録申請者又は浄化槽工事業者にあつては正本1通とする。</u></p> <p>2 省令第11条又は第12条の規定により特例浄化槽工事業者が知事に提出すべき届出書及びその添付書類の部数は、<u>県内に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者にあつては正本1通及び副本2通、県外に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者にあつては正本1通及び副本1通とする。</u></p> <p>（書類の経由）</p> <p>第4条 書類は、<u>県内に主たる事務所を有する工事業者登録申請者、浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者にあつては、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</u></p>

（愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第17条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（閲覧所の設置）</p> <p>第2条 省略</p> <p>（閲覧上の遵守事項）</p> <p>第6条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 登録簿 _____ を外へ持ち出さないこと。</p> <p>(2) 登録簿 _____ を損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。</p> <p>(3) 登録簿 _____ は、丁寧に取り扱い、閲覧を終わったときは、確実に係員に返還すること。</p>	<p>（閲覧所の設置）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>土木部管理局土木管理課内に置く閲覧所にあつてはすべての登録簿の正本を、地方局建設部及び地方局土木事務所に置く閲覧所にあつては当該地方局建設部又は地方局土木事務所が管轄する区域内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係る登録簿の副本を備えるものとする。</u></p> <p>（閲覧上の遵守事項）</p> <p>第6条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 登録簿の正本又は副本を外へ持ち出さないこと。</p> <p>(2) 登録簿の正本又は副本を毀損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。</p> <p>(3) 登録簿の正本又は副本は、丁寧に取り扱い、閲覧を終わったときは、確実に係員に返還すること。</p>

(4) 省略

別表(第2条関係)

名称	場所
愛媛県浄化槽 工事業者登録 簿閲覧所	四国中央市三島宮川四丁目 6 番53号 東予地方局四国中央土木事務所内
	西条市喜多川796番地 1 東予地方局建設部内
	今治市旭町一丁目 4 番地 9 東予地方局今治土木事務所内
	松山市北持田町132番地 中予地方局建設部内
	上浮穴郡久万高原町久万571番地 1 中予地方局久万高原土木事務所内
	大洲市田口甲425番地 1 南予地方局大洲土木事務所内
	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 南予地方局八幡浜土木事務所内
	西予市宇和町卯之町四丁目445番地 南予地方局西予土木事務所内
	宇和島市天神町 7 番 1 号 南予地方局建設部内
	南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 南予地方局愛南土木事務所内

(4) 省略

別表(第2条関係)

名称	場所
愛媛県浄化槽 工事業者登録 簿閲覧所	松山市一番町四丁目 4 番地 2 土木部管理局土木管理課内
	四国中央市三島宮川四丁目 6 番53号 西条地方局四国中央土木事務所内
	西条市喜多川796番地 1 西条地方局建設部内
	今治市旭町一丁目 4 番地 9 今治地方局建設部内
	松山市北持田町132番地 松山地方局建設部内
	上浮穴郡久万高原町久万571番地 1 松山地方局久万高原土木事務所内
	大洲市田口甲425番地 1 八幡浜地方局大洲土木事務所内
	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 八幡浜地方局建設部内
	西予市宇和町卯之町四丁目445番地 八幡浜地方局西予土木事務所内
	宇和島市天神町 7 番 1 号 宇和島地方局建設部内
南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 宇和島地方局愛南土木事務所内	

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第18条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和60年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(登録簿) 第3条 省略 2 登録簿の閲覧所を <u>県民環境部環境局循環型社会推進課</u> 及び各保健所に置く。 3 省略	(登録簿) 第3条 省略 2 登録簿の閲覧所を <u>県民環境部環境局廃棄物対策課</u> 及び各保健所に置く。 3 省略

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第19条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 省略 省略 <u>農林水産部森林局森林整備課</u>	別表(第3条関係) 省略 <u>愛媛県紙産業研究センター</u> 省略 <u>農林水産部森林局</u> 森林整備課

愛媛県農林水産研究所農業研究部花き研究指導室

愛媛県花き総合指導センター

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(_____ 提出部数)	(書類の経由及び提出部数)
第22条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。	第22条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、 <u>当特定事業区域の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</u> 2 _____ 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本3部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。

(愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

第21条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(_____ 提出部数)	(書類の経由及び提出部数)
第11条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、 _____ 1部とする。	第11条 この規則の規定により、 <u>知事に提出し、又は知事が交付する書類は、別に定めがあるもののほか、所轄保健所長を経由するものとする。</u> 2 _____ この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、 <u>正本1部及びその写し1部とする。</u>

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第22条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)、解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号。以下「登録省令」という。)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号 _____)に定めるもののほか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (解体工事業者登録簿の閲覧)	第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)、解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号。以下「登録省令」という。)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。)に定めるもののほか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (解体工事業者登録簿の閲覧)
第4条 省略	第4条 省略 2 <u>愛媛県土木部管理課内に置く閲覧所にあつてはすべての登録簿の正本を、愛媛県地方局建設部及び土木事務所</u> に置く <u>閲覧所にあつては当該地方局建設部又は土木事務所が管轄する区域内に主たる事務所を有する解体工事業者(法第2条第12項に規定する解体工事業者をいう。以下同じ。)</u> に係る登録簿の副本を備えるものとする。
2 省略	3 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

(書類の経由及び提出部数)

第5条 法第3章及び分別解体等省令の規定により知事に提出する書類にあっては法第9条第1項に規定する対象建設工事の実施に係る区域を管轄する地方局長を、法第5章、登録省令及びこの規則の規定により、県内に主たる事務所を有する解体工事業者が知事に提出する書類にあってはその写しを添え、その主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

別表(第4条関係)

1 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内
2 西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局建設部内
3 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所内
4 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局建設部内
5 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内
6 大洲市田口甲425番地1 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内
7 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所内
8 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 愛媛県南予地方局西予土木事務所内
9 宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局建設部内
10 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内

別表(第4条関係)

1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部管理局土木管理課内
2 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県西条地方局四国中央土木事務所内
3 西条市喜多川796番地1 愛媛県西条地方局建設部内
4 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治地方局建設部内
5 松山市北持田町132番地 愛媛県松山地方局建設部内
6 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 愛媛県松山地方局久万高原土木事務所内
7 大洲市田口甲425番地1 愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所内
8 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜地方局建設部内
9 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所内
10 宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局建設部内
11 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県宇和島地方局愛南土木事務所内

(愛媛県紙産業研究センター使用規則の一部改正)

第23条 愛媛県紙産業研究センター使用規則(平成15年愛媛県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県産業技術研究所使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県産業技術研究所(以下「研究所」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条 研究所の使用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(休館日)</p>	<p>愛媛県紙産業研究センター使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県紙産業研究センター(以下「センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(休館日)</p>

第3条 研究所の休館日は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日に研究所（別表第2の2の項に掲げる施設を除く。）を使用させることがある。

(自由使用)

第4条 研究所は、別表第2に掲げる施設、別表第3に掲げる機器及び管理上支障がある施設を除き、自由な使用に供する。

(使用の許可)

第5条 省略

2 別表第2に掲げる施設に係る前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

3 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県産業技術研究所施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、研究所の使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

4 省略

5 別表第3に掲げる機器等に係る第1項の許可の手続については、知事が定める。

(使用の基準)

第6条 知事は、研究所を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研究所を自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。研究所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 研究所の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 研究所の施設、機器等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 研究所の職員の指示に従わないとき。

(使用の許可の変更)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県産業技術研究所施設使用変更許可申請書（様式第3号）に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 知事は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。研究所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又は研究所の職員の指示に従わないとき。
- (2)～(4) 省略

(使用の登録)

第9条 別表第2の2の項に掲げる施設を使用しようとする者は、**第3条** センターの休館日は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日にセンター（別表第2の2の項に掲げる施設を除く。）を使用させることがある。

(自由使用)

第4条 センターは、別表第2に掲げる施設、別表第3に掲げる機器及び管理上支障がある施設を除き、自由な使用に供する。

(使用の許可)

第5条 省略

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 別表第3に掲げる機器 使用開始日の6月前から当日まで

3 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、センターの使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

4 省略

5 前3項に定めるもののほか、別表第3に掲げる機器を使用しようとする者の使用の許可の手続については、知事が定める。

(使用の基準)

第6条 知事は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、機器等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) センターの職員の指示に従わないとき。

(使用の許可の変更)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県紙産業研究センター施設使用変更許可申請書（様式第3号）に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又はセンターの職員の指示に従わないとき。
- (2)～(4) 省略

(使用の登録)

第9条 別表第2の2の項に掲げる施設を使用しようとする者は、

あらかじめ、愛媛県産業技術研究所使用登録申請書（様式第4号。以下「使用登録申請書」という。）に連帯保証人の誓約書を添えて知事に提出し、その登録を受けなければならない。

2・3 省略

4 知事は、前項の登録をしたときは、当該登録を申請した者に対して愛媛県産業技術研究所使用登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

5・6 省略

（損害賠償等）

第12条 自己の責めに帰すべき理由により研究所の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、研究所の使用に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2条、第3条関係）

紙産業技術センター展示コーナー
紙産業技術センター交流サロン

別表第2（第2条 第5条、第9条、第10条関係）

1	紙産業技術センター試作品づくり工房 紙産業技術センター研修室 紙産業技術センター控室 紙産業技術センター会議室
2	紙産業技術センター共同研究室

別表第3（第4条、第5条関係）

区分	種別
技術開発関係	機械金属用機器
	電子用機器
	化学用機器
食品産業関係	食品加工用機器
	窯業関係
窯業関係	焼成がま及び炉
	窯業用機器
繊維産業関係	染織用機器
	紙産業関係
紙加工用機器	
物理試験用機器	
化学試験用機器	
建設関係	研修用機器
	土木用機器

様式第1号（第5条関係） 愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書

愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書	
省略	
使用施設	紙産業技術センター試作品づくり工房 省略 紙産業技術センター研修室 紙産業技術センター控室 紙産業技術センター会議室
省略	

注 省略

あらかじめ、愛媛県紙産業研究センター使用登録申請書（様式第4号。以下「使用登録申請書」という。）に連帯保証人の誓約書を添えて知事に提出し、その登録を受けなければならない。

2・3 省略

4 知事は、前項の登録をしたときは、当該登録を申請した者に対して愛媛県紙産業研究センター使用登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

5・6 省略

（損害賠償等）

第12条 自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2条、第3条関係）

展示コーナー
交流サロン

別表第2（第2条 第5条、第9条、第10条関係）

1	試作品づくり工房 研修室 控室 会議室
2	共同研究室

別表第3（第4条、第5条関係）

製紙用機器
紙加工用機器
物理試験用機器
化学試験用機器
研修用機器

様式第1号（第5条関係） 愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書

愛媛県紙産業研究センター施設使用許可申請書	
省略	
使用施設	試作品づくり工房 省略 研修室 控室 会議室
省略	

注 省略

様式第2号(第5条、第7条、様式第3号関係) 愛媛県産業技術
研究所施設使用許可書

(表)

愛媛県産業技術研究所施設使用許可書
省略

(裏)

使用上の注意事項
省略
2 愛媛県産業技術研究所(以下「研究所」という。)の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を研究所の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
3 天災その他研究所を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は研究所を使用する者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
4 省略
5 研究所の施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を原状に回復するとともに、その旨を研究所の職員に届け出ること。
6 研究所の職員の指示に従うこと。
7 その他研究所の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第7条関係) 愛媛県産業技術研究所施設使用変更
可申請書

愛媛県産業技術研究所施設使用変更許可申請書
省略

注1 愛媛県産業技術研究所施設使用許可書(様式第2号)を添付してください。

注2 省略

様式第4号(第9条関係) 愛媛県産業技術研究所使用登録申請書

愛媛県産業技術研究所使用登録申請書
省略

注 省略

様式第5号(第9条関係) 愛媛県産業技術研究所使用登録証

(表)

愛媛県産業技術研究所使用登録証
省略

(裏)

使用上の注意事項
省略
2 愛媛県産業技術研究所(以下「研究所」という。)の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
3 省略
4 研究所の施設の使用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復するとともに、その旨を研究所の職員に届け出ること。
5 研究所の職員の指示に従うこと。

様式第2号(第5条、第7条、様式第3号関係) 愛媛県紙産業研
究センター施設使用許可書

(表)

愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書
省略

(裏)

使用上の注意事項
省略
2 愛媛県紙産業研究センター(以下「センター」という。)の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
3 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又はセンターを使用する者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
4 省略
5 センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
6 センターの職員の指示に従うこと。
7 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第7条関係) 愛媛県紙産業研究センター施設使用
変更許可申請書

愛媛県紙産業研究センター施設使用変更許可申請書
省略

注1 愛媛県紙産業研究センター施設使用許可書(様式第2号)を添付してください。

注2 省略

様式第4号(第9条関係) 愛媛県紙産業研究センター使用登録申
請書

愛媛県紙産業研究センター使用登録申請書
省略

注 省略

様式第5号(第9条関係) 愛媛県紙産業研究センター使用登録証

(表)

愛媛県紙産業研究センター使用登録証
省略

(裏)

使用上の注意事項
省略
2 愛媛県紙産業研究センター(以下「センター」という。)の施設、機器等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
3 省略
4 センターの施設の使用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
5 センターの職員の指示に従うこと。

6 その他研究所の使用に関する諸規程を遵守すること。

6 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

(ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部改正)

第24条 ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則(平成15年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター</u></td></tr> <tr><td>3 <u>愛媛県農林水産研究所林業研究センター</u></td></tr> </table>	1 省略	2 <u>愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター</u>	3 <u>愛媛県農林水産研究所林業研究センター</u>	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>愛媛県紙産業研究センター</u></td></tr> <tr><td>3 <u>愛媛県林業技術センター</u></td></tr> </table>	1 省略	2 <u>愛媛県紙産業研究センター</u>	3 <u>愛媛県林業技術センター</u>
1 省略							
2 <u>愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター</u>							
3 <u>愛媛県農林水産研究所林業研究センター</u>							
1 省略							
2 <u>愛媛県紙産業研究センター</u>							
3 <u>愛媛県林業技術センター</u>							

(愛媛県立医療技術大学学則の一部改正)

第25条 愛媛県立医療技術大学学則(平成15年愛媛県規則第70号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第7条 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) <u>助教</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第7条 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>

(愛媛県立保育専門学校規則等の廃止)

第26条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県立保育専門学校規則(昭和28年愛媛県規則第30号)
- (2) 愛媛県建設研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第35号)

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第3条の規定による改正前の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第23号様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第30号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療要否意見書等)</p> <p>第11条 地方局長は、医療扶助の申請があつたときは保護に係る治療等の要否を判定するため、次に掲げる書類のうち必要と認めるものを要保護者を通じ、又は直接指定医療機関若しくは指定を受けた施術者(以下「指定施術機関」という。)から徴するものとする。</p>	<p>(医療要否意見書等)</p> <p>第11条 地方局長は、医療扶助の申請があつたときは保護に係る治療等の要否を判定するため、次に掲げる書類のうち必要と認めるものを要保護者を通じ、又は直接指定医療機関若しくは指定を受けた施術者(以下「指定施術機関」という。)から徴するものとする。</p>

- (1)~(3) 省略
- (4) 訪問看護要否意見書 _____ (保護変更申請書)(様式第34号)

2 省略
(診察料等の請求手続)

第14条 省略

2 省略

3 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項 _____ に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が同項に規定する訪問看護若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する訪問看護を行った場合において、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条第1項に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、 _____

_____ 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が同法第8条第4項に規定する訪問看護を行った場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第66条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたとき、又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行った場合において、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第69条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたときは、これらの費用を訪問看護に係る利用料請求書 _____ (様式第44号の2)により地方局長に請求するものとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 訪問看護・老人訪問看護要否意見書(保護変更申請書)(様式第34号)

2 省略
(診察料等の請求手続)

第14条 省略

2 省略

3 健康保険法(大正11年法律第70号)第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が同項に規定する訪問看護を行った場合において、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条ノ12第1項 _____

_____ に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、指定訪問看護事業者が老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の5の2第1項に規定する老人訪問看護を行った場合において、指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成4年厚生省令第3号)第20条第1項に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が同法第7条第8項に規定する訪問看護を行った場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第66条第3項 _____

_____ に規定する交通費に相当する費用を必要としたときは、これらの費用を訪問看護・老人訪問看護に係る利用料請求書(様式第44号の2)により地方局長に請求するものとする。

様式第11号(その2)中「」給付券(券)交付処理簿(併用分)」を「」給付券(券)交付処理簿(併用分)」に改め、同様式(その2)注中「、訪問看護ステーションコード又は老人訪問看護ステーションコード」を「又は訪問看護ステーションコード」に改める。

様式第34号中「訪問看護・老人訪問看護要否意見書」を「訪問看護要否意見書」に、

訪 問 看 護	}	を「訪問看護」に改める。
老人訪問看護		

様式第44号の2中「訪問看護・老人訪問看護に係る利用料請求書」を「訪問看護に係る利用料請求書」に、

訪 問 看 護	}	を「訪
老人訪問看護		問看護

」に改め、同様式記入要領3を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生活保護法施行細則様式第34号及び様式第44号の2の規定は、この規則の施行の日以降の医療又は介護に係る請求分について適用し、同日前の医療又は介護に係る請求分については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第31号

愛媛県農業試験場使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県農業試験場使用規則の一部を改正する規則

愛媛県農業試験場使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

愛媛県農林水産研究所使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県農林水産研究所（以下「研究所」という。）への分析、試験、鑑定及び測定（以下「分析等」という。）の依頼、研究所林業研究センター（以下「林業研究センター」という。）が行う研修（以下「林業研修」という。）の受講並びに研究所の施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究所の使用時間)

第2条 分析等の依頼時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 研究所農業研究部花き研究指導室（以下「花き研究指導室」という。）並びに林業研究センターの展示研修施設（以下「展示研修施設」という。）及び東温研修地（以下「東温研修地」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(分析等 の依頼)

第3条 研究所に分析等

を依頼しようとする者は、分析等依頼書（様式第1号）に供試品を添えて愛媛県農林水産研究所長（以下「研究所長」という。）に提出しなければならない。

(林業研修の受講申込み)

第4条 林業研修（不特定多数の者を対象とする林業研修で知事が定めるものを除く。）を受けようとする者は、研修受講申込書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が指定する林業研修の受講申込みにあつては、その住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

(研修生の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあつたときは、書類審査により選考し、研修生を決定するものとする。

2 知事は、不特定多数の者を対象とする林業研修で知事が定めるものの受講を希望する者の数が、知事が定める当該林業研修の定員の数を超えるときは、その超える数に係る受講を希望する者の受講を認めないことがある。

(入舎)

第6条 研修生は、林業研究センターの技術研修施設（以下「技術研修施設」という。）の寄宿舍に入舎しなければならない。ただし、知事が指定する林業研修を受講するとき、又は知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(研修生の義務)

第7条 研修生は、林業研修に専念するとともに、この規則及びその他の諸規律を遵守し、研修生としての品位を傷付けてはならない。

(懲戒)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、研修生を懲戒することがある。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、受講停止及び退所処分とする。

3 退所処分は、研修生が次の各号のいずれかに該当したときに行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、受講状況が悪いとき。
- (3) 林業研究センターの秩序を乱し、その他研修生の本分に反すると認められるとき。

愛媛県農業試験場使用規則

(分析又は鑑定の依頼)

第1条 土じょう又は肥料の分析又は鑑定（以下「分析等」という。）

を依頼しようとする者は、分析鑑定依頼書（様式第1号）に供試品を添えて愛媛県農業試験場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

(花き研究指導室等の休館日)

第9条 花き研究指導室及び展示研修施設並びに東温研修地(以下「花き研究指導室等」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日以外の日)
- (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は休日に当たるときは、当該日曜日又は休日の直後の日曜日又は休日以外の日)
- (3) 花き研究指導室にあつては、1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで
- (4) 展示研修施設及び東温研修地にあつては、1月1日から5日まで及び12月27日から31日まで
- (5) 知事が必要と認めたる日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日に花き研究指導室等を使用させることがある。

(花き研究指導室等の自由使用)

第10条 花き研究指導室等は、花き研究指導室の研修室及び展示研修施設の研修室並びに管理上支障がある部分を除き、自由な使用に供する。

(展示研修施設の研修室の使用の許可)

第11条 展示研修施設の研修室を使用しようとする者は、使用日の6月前から7日前までに、愛媛県農林水産研究所施設使用許可申請書(様式第2号。以下「使用許可申請書」という。)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があつた場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県農林水産研究所施設使用許可書(様式第3号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、展示研修施設の研修室の使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

3 知事は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出があつた場合であつても、特に理由があると認めるときは、同項の許可をすることがある。

(花き研究指導室等の使用の基準)

第12条 知事は、花き研究指導室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、花き研究指導室等を自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。花き研究指導室等の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 花き研究指導室等の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 花き研究指導室等の設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 研究所の職員の指示に従わないとき。
- (4) 主として営利を目的として使用するとき。

(展示研修施設の研修室の使用の許可の変更)

第13条 第11条第1項の使用の許可を受けた者は、使用日時、使用目的その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県農林水産研究所施設使用変更許可申請書(様式第4号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(花き研究指導室等の使用の許可の取消し等)

第14条 知事は、花き研究指導室等を使用する者が次の各号のいづ

れかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。花き研究指導室等の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又は研究所の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(技術研修施設の使用)

第15条 技術研修施設のうち、実習室及び機械操作場(以下「実習室等」という。)は、林業研修に使用されない場合において、林業に関する団体その他知事が適当と認めるものが林業、森林又は緑化に関する研修を実施するときに限り使用することができるものとする。

2 第11条から前条までの規定は、実習室等の使用について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「展示研修施設の研修室」とあり、並びに第12条第1号及び第2号並びに前条中「花き研究指導室等」とあるのは「実習室等」と、第11条第1項中「6月前から」とあるのは「1月前から」と、第12条中「花き研究指導室等を使用しようとする者」とあるのは「実習室等を使用しようとする者」と、「花き研究指導室等を自由な使用に供せず、又は前条第1項」とあるのは「第15条第2項において準用する前条第1項」と、「花き研究指導室等の管理運営上」とあるのは「実習室等の管理運営上」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第16条 花き研究指導室等を使用する者は、自己の責めに帰すべき理由によつて、花き研究指導室等の設備、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復をし、又はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による原状回復の方法又は損害賠償の額若しくは方法に関し必要な事項は、知事の認定するところによる。

(使用料の額)

第17条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第2条の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。

(農業関係の試験に係る分析等の供試品の数量)

第18条 農業関係の試験に係る分析等の供試品の数量は、次のとおりとする。ただし、研究所長は、必要があると認めるときは、供試品の数量を増加させることができる。

- (1) 土壌 原土 500グラム
- (2) 省略

2 供試品は、特別の理由があるときは、研究所長の指示する採取方法によつて採取しなければならない。

(分析等成績書の交付)

第19条 研究所長は、分析等の結果について依頼者に分析等成績書(様式第5号)を交付するものとする。

(分析等の結果の表示)

第20条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、研究所の分析済み、試験済み、鑑定済み又は測定済みその他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ研究所長の承認を受け、かつ、分析等成績書の全文を表示しなければならない。

第21条 省略

(使用料の減免申請)

第22条 条例第4条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする

(使用料の額)

第2条 愛媛県農業試験場使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第2条の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。

(供試品の数量)

第3条 供試品の数量は、次のとおりとする。ただし、場長は、必要があると認めるときは、供試品の数量を増加させることができる。

- (1) 土じょう 原土 500グラム
- (2) 省略

2 供試品は、特別の理由があるときは、場長の指示する採取方法によつて採取しなければならない。

(分析鑑定成績書の交付)

第4条 場長は、分析等の結果について依頼者に分析鑑定成績書(様式第2号)を交付するものとする。

(分析等の結果の表示)

第5条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、試験場の分析済み又は鑑定済みその他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ場長の承認を受け、かつ、成績書の全文を表示しなければならない。

第6条 省略

(使用料の免除申請)

第7条 条例第4条の規定に基づき、使用料の免除を受けようとする

る者は、愛媛県農林水産研究所使用料減免申請書（様式第6号）を分析等依頼書又は使用許可申請書に添えて、知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第23条 条例第5条第2号に規定する規則で定める日は、使用日の7日前とする。

第24条 条例第5条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

- (1) 条例第5条第1号に該当する場合 使用料の全額
- (2) 条例第5条第2号に該当する場合 使用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、愛媛県農林水産研究所使用料還付申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか、研究所への分析等の依頼、林業研修の受講及び研究所の施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

る者は、使用料免除申請書（様式第3号）を分析鑑定依頼書に添えて、場長に提出しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 分析等に係る使用料

種別	細別	単位	金額
肥料の定量分析	水分分析	1件につき	300円
	窒素分析	1件につき	300円
	りん酸分析	1件につき	610円
	加里分析	1件につき	710円
	苦土分析	1件につき	710円
	マンガン分析	1件につき	710円
	ほう素分析	1件につき	400円
	けい酸分析	1件につき	400円
	アルカリ分分析	1件につき	400円
	その他	1件につき	実費
肥料の定性分析		1件につき	300円
肥料の鑑定		1件につき	610円
土壌の定量分析	水分分析	1件につき	300円
	窒素分析	1件につき	300円
	有効態りん酸分析	1件につき	400円
	置換性加里分析	1件につき	500円
	置換性石灰分析	1件につき	400円
	置換性苦土分析	1件につき	400円
	置換性マンガン分析	1件につき	400円
	易還元態マンガン分析	1件につき	300円
	遊離酸化鉄分析	1件につき	400円
	腐植分析	1件につき	200円
	水素イオン濃度分析	1件につき	300円
	置換酸度分析	1件につき	100円
	りん酸吸収係数分析	1件につき	300円

	塩基置換容量分析	1件につき	610円
	置換性全塩基分析	1件につき	400円
	とうた 淘汰分析	1件につき	500円
	その他	1件につき	実費
土壌の定性分析		1件につき	200円
木材の材質試験	含水率測定	1件につき	4,680円
	収縮率測定	1件につき	5,810円
	吸水量測定	1件につき	5,810円
木材の強度試験	圧縮試験	1件につき	7,130円
	引張り試験	1件につき	7,950円
	曲げ試験	1件につき	7,130円
	せん断試験	1件につき	7,130円
	衝撃曲げ試験	1件につき	6,420円
	硬さ試験	1件につき	7,130円
	くぎ引抜き抵抗試験	1件につき	7,230円
水の化学分析	PH測定	1件につき	810円
	無機イオン分析	1件につき	12,330円
土壌物理性測定	粒径組成測定	1件につき	11,000円
	透水試験	1件につき	5,810円
土質試験	一面せん断試験	1件につき	6,520円
土壌養分分析	PH測定	1件につき	4,580円
	全炭素、全窒素分析	1件につき	6,830円
	置換性塩基分析	1件につき	6,830円
造林用苗木の品種分析	DNA分析	1件につき	3,060円

2 林業研究センターの研修室の使用料

使用時間	金額
午前 9:00～12:00	2,540円
午後 13:00～17:00	3,770円
全日 9:00～17:00	6,310円

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第3条、第22条関係） 分析等依頼書

分 析 等 依 頼 書

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

住 所（団体にあつては、所在地）

依 頼 者

氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

依 頼 内 容

依 頼 の 目 的

供 試 品 の 名 称
及 び 数 量

（備考）

注意 1 商標又は保証票のあるものについては、供試品の名称及び数量の欄に記入してください。

2 分析又は鑑定を依頼する場合は、備考欄に成分名を記入してください。

3 供試品を添付してください。

様式第2号（第11条、第22条関係） 愛媛県農林水産研究所施設使用許可申請書

愛媛県農林水産研究所施設使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（団体にあつては、所在地）

申 請 者

氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

使用年月日 及び使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用目的	
使用施設 〔 該当する の中にレ印 を付してく ださい。 〕	林業研究センター 展示研修施設 研修室 技術研修施設 実習室 機械操作場
使用予定者	
使用責任者	住 所 氏 名 電 話 番 号

（備考）

様式第3号(第11条、第13条、様式第4号関係) 愛媛県農林水産研究所施設使用許可書
(表)

<p>愛媛県農林水産研究所施設使用許可書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>	
使用年月日 及び使用時間	<p style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p>
使用目的	
使用施設 [該当する の中にレ印 を付してく ださい。]	林業研究センター 展示研修施設 研修室 技術研修施設 実習室 機械操作場
許可の条件	
使用上の注意	裏面記載の使用上の注意事項を遵守すること。
(備考)	

(裏)

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 研修室、実習室、機械操作場、これらの附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状回復をし、又はそれによつて生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他研修室を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は研修室を使用する者が愛媛県農林水産研究所使用規則（昭和38年愛媛県規則第58号）で定める日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しないこと。
- 4 使用時間を厳守すること。
- 5 研修室、実習室又は機械操作場の使用を終えたときは、直ちに研修室、実習室、機械操作場、これらの附属設備等を原状に回復するとともに、その旨を愛媛県農林水産研究所の担当職員に届け出ること。
- 6 愛媛県農林水産研究所の担当職員の指示に従うこと。
- 7 その他愛媛県農林水産研究所の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第 3 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第4号（第13条関係） 愛媛県農林水産研究所施設使用変更許可申請書

愛媛県農林水産研究所施設使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（団体にあつては、所在地）
 申 請 者 氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

変 更 理 由	
---------	--

（備考）

注意 愛媛県農林水産研究所施設使用許可書（様式第3号）を添付してください。

様式第5号（第19条、第20条関係） 分析等成績書

分 析 等 成 績 書

第 号

住 所（団体にあつては、所在地）

依 頼 者

氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

分析（試験・鑑定・測定）の内容

（成績）

この成績は、 年 月 日本研究所に依頼された供試品について行つた
分析（試験・鑑定・測定）の結果である。

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 印

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号（第22条関係） 愛媛県農林水産研究所使用料減免申請書

愛媛県農林水産研究所使用料減免申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（団体にあつては、所在地）
申 請 者 氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

減額又は免除の別	減額・免除
使用の内容	
減額又は免除を受けようとする理由	

（備考）

様式第7号(第24条関係) 愛媛県農林水産研究所使用料還付申請書

愛媛県農林水産研究所使用料還付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所(団体にあつては、所在地)
 申 請 者 氏 名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)



許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
使 用 日 時			
使 用 料	納付年月日	年 月 日	領収書番号第 号
	既 納 額	円	
還 付 請 求 金 額	円		
申 請 理 由			
(備考)			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

(愛媛県林業技術センター使用規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 愛媛県林業技術センター使用規則(平成 2年愛媛県規則第55号)

(2) 愛媛県花き総合指導センター使用規則(平成 4年愛媛県規則第27号)

(経過措置)

3 この規則施行の際現に廃止前の愛媛県林業技術センター使用規則第 8 条第 1 項の規定による許可を受けている者は、改正後の愛媛県農
林水産研究所使用規則第11条第 1 項の規定による許可を受けている者とみなす。

4 この規則施行の際現に改正前の愛媛県農業試験場使用規則及び廃止前の愛媛県林業技術センター使用規則のそれぞれの様式の規定によ
り提出され、又は交付している書類は、改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則中の相当する規定により提出され、又は交付した書類と
みなす。

告 示

○愛媛県告示第 525 号

愛媛県工業技術センター等研究員規程(平成17年 4月愛媛県告示第 803 号)の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。
平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center">愛媛県産業技術研究所研究員規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、愛媛県産業技術研究所 _____ (以下「研究 所 _____」という。)が中小企業における技術開発又は技術 シーズの創出を促進するために受け入れる愛媛県産業技術研究所 研究員 _____ (以下「研究員」という。)に関し必要な事項を定める ものとする。</p> <p>(派遣企業等の要件)</p> <p>第 2 条 研究所 _____ に研究員の受入れを申請することがで きるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前 3号に掲げるもののほか、研究所 _____ の長(以下「所 長」という。)が適当と認めるもの</p> <p>(研究課題)</p> <p>第 4 条 研究員の行う研究課題は、次の各号のいずれかに該当するも のとする。</p> <p>(1) 研究所 _____ の研究課題</p> <p>(2) 研究員を派遣しようとする企業、団体、学校等(以下「企業等」 という。)の研究課題であって、研究所 _____ の研究業務 と関係のあるもの</p> <p>(研究)</p> <p>第 9 条 研究員は、所長の指名した研究所 _____ の研究担当職 員(以下「研究担当者」という。)の指導により研究を行わなけれ ばならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(研究費用)</p> <p>第10条 派遣企業等は、第 4 条第 2 号の研究課題の研究に係る費用と して、当該研究に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条 例 _____ (昭和30年愛媛県条例第26号)及び愛媛県産業技術研究所の</p>	<p align="center">愛媛県工業技術センター等研究員規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、愛媛県工業技術センター、愛媛県繊維産業試験 場、愛媛県紙産業研究センター又は愛媛県窯業試験場(以下「工業 技術センター等」という。)が中小企業における技術開発又は技術 シーズの創出を促進するために受け入れる愛媛県工業技術センタ ー等研究員(以下「研究員」という。)に関し必要な事項を定める ものとする。</p> <p>(派遣企業等の要件)</p> <p>第 2 条 工業技術センター等に研究員の受入れを申請することがで きるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前 3号に掲げるもののほか、工業技術センター等の長(以下「所 長」という。)が適当と認めるもの</p> <p>(研究課題)</p> <p>第 4 条 研究員の行う研究課題は、次の各号のいずれかに該当するも のとする。</p> <p>(1) 工業技術センター等の研究課題</p> <p>(2) 研究員を派遣しようとする企業、団体、学校等(以下「企業等」 という。)の研究課題であって、工業技術センター等の研究業務 と関係のあるもの</p> <p>(研究)</p> <p>第 9 条 研究員は、所長の指名した工業技術センター等の研究担当職 員(以下「研究担当者」という。)の指導により研究を行わなけれ ばならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(研究費用)</p> <p>第10条 派遣企業等は、第 4 条第 2 号の研究課題の研究に係る費用と して、当該研究に係る愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数 料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)及び愛媛県工業技術センター</p>

使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第15条 派遣企業等及び研究員は、受入期間中の研究内容及び受入期間中に知り得た研究所の研究状況等に関する一切の秘密事項について、所長の許可を得ないで他に漏らしてはならない。研究員を辞したときも同様とする。

様式第1号(第6条関係) 研究員受入許可申請書

省略
愛媛県産業技術研究所長 様
省略

注 省略

様式第2号(第8条関係) 誓約書

省略
愛媛県産業技術研究所長 様
省略
私は、年月日から年月日までの間、(研究実施機関名)への受入れに関し、愛媛県産業技術研究所研究員規程(平成17年4月愛媛県告示第803号)を遵守し、受入期間中は研究に専念するとともに、県に対して決して迷惑をかけることを誓約します。

様式第3号(第16条関係) 研究員受入期間延長許可申請書

省略
愛媛県産業技術研究所長 様
省略

様式第4号(第16条関係) 研究員受入期間短縮届出書

省略
愛媛県産業技術研究所長 様
省略

様式第5号(第19条関係) 研究中止届出書

省略
愛媛県産業技術研究所長 様
省略

等の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第15条 派遣企業等及び研究員は、受入期間中の研究内容及び受入期間中に知り得た工業技術センター等の研究状況等に関する一切の秘密事項について、所長の許可を得ないで他に漏らしてはならない。研究員を辞したときも同様とする。

様式第1号(第6条関係) 研究員受入許可申請書

省略
(愛媛県工業技術センター等の長) 様
省略

注 省略

様式第2号(第8条関係) 誓約書

省略
(愛媛県工業技術センター等の長) 様
省略
私は、年月日から年月日までの間、(研究実施機関名)への受け入れに関し、愛媛県工業技術センター等研究員規程(平成17年4月愛媛県告示第803号)を遵守し、受入期間中は研究に専念するとともに、県に対して決して迷惑をかけることを誓約します。

様式第3号(第16条関係) 研究員受入期間延長許可申請書

省略
(愛媛県工業技術センター等の長) 様
省略

様式第4号(第16条関係) 研究員受入期間短縮届出書

省略
(愛媛県工業技術センター等の長) 様
省略

様式第5号(第19条関係) 研究中止届出書

省略
(愛媛県工業技術センター等の長) 様
省略

○愛媛県告示第526号

愛媛県工業技術センター等研修生規程(平成17年4月愛媛県告示第804号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). The table compares the 'Amakita Prefecture Industrial Technology Center Research Student Regulations' (Amakita Prefecture Industry and Technology Center Research Student Regulations) before and after amendments. The 'Revised' column shows changes to Article 1, defining the 'research institute' to include small and medium enterprises. The 'Original' column shows the previous definition limited to industrial technology centers and research centers.

____（以下「研修生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣企業等の要件）

第2条 研究所 _____ に研修生の受入れを申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、研究所 _____ の長（以下「所長」という。）が適当と認めるもの

（研修テーマ）

第4条 研修生の行う研修テーマは、研究所 _____ が有する技術又は保有する施設若しくは設備を利用するものであって、研究所 _____ の業務と関係のあるものとする。

（研修）

第9条 研修生は、所長の指名した研究所 _____ の研修担当職員（以下「研修担当者」という。）の指導により研修を行わなければならない。

2・3 省略

（研修費用）

第10条 派遣企業等は、研修に係る費用として、当該研修に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例 _____（昭和30年愛媛県条例第26号）及び愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則 _____（昭和30年愛媛県規則第42号）に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

様式第1号（第6条関係） 研修生受入許可申請書

省略
愛媛県産業技術研究所長 _____ 様
省略

注 省略

様式第2号（第8条関係） 誓約書

省略
愛媛県産業技術研究所長 _____ 様
省略
私は、_____年 月 日から _____年 月 日までの間、（研究実施機関名）への受入れ に関し、愛媛県産業技術研究所研修生規程 _____（平成17年4月愛媛県告示第804号）を遵守し、受入期間中は研究に専念するとともに、県に対して決して迷惑をかけないことを誓約します。

様式第3号（第14条関係） 研修生受入期間延長許可申請書

省略
愛媛県産業技術研究所長 _____ 様
省略

様式第4号（第14条関係） 研修生受入期間短縮届出書

省略
愛媛県産業技術研究所長 _____ 様
省略

____（以下「研修生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣企業等の要件）

第2条 工業技術センター等に研修生の受入れを申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術センター等の長（以下「所長」という。）が適当と認めるもの

（研修テーマ）

第4条 研修生の行う研修テーマは、工業技術センター等が有する技術又は保有する施設若しくは設備を利用するものであって、工業技術センター等の業務と関係のあるものとする。

（研修）

第9条 研修生は、所長の指名した工業技術センター等の研修担当職員（以下「研修担当者」という。）の指導により研修を行わなければならない。

2・3 省略

（研修費用）

第10条 派遣企業等は、研修に係る費用として、当該研修に係る愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例 _____（昭和30年愛媛県条例第26号）及び愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則 _____（昭和30年愛媛県規則第42号）に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費その他の費用を負担しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

様式第1号（第6条関係） 研修生受入許可申請書

省略
（愛媛県工業技術センター等の長） _____ 様
省略

注 省略

様式第2号（第8条関係） 誓約書

省略
（愛媛県工業技術センター等の長） _____ 様
省略
私は、_____年 月 日から _____年 月 日までの間、（研究実施機関名）への受入れ に関し、愛媛県工業技術センター等研修生規程 _____（平成17年4月愛媛県告示第804号）を遵守し、受入期間中は研究に専念するとともに、県に対して決して迷惑をかけないことを誓約します。

様式第3号（第14条関係） 研修生受入期間延長許可申請書

省略
（愛媛県工業技術センター等の長） _____ 様
省略

様式第4号（第14条関係） 研修生受入期間短縮届出書

省略
（愛媛県工業技術センター等の長） _____ 様
省略

○愛媛県告示第527号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）

の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
愛媛県臨時職員採用試験	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から 1 月間	総務部管理局人事課（地方局が実施した採用試験にあっては、当該地方局の総務 <u>県民課</u> ）	愛媛県臨時職員採用試験	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から 1 月間	総務部管理局人事課（地方局が実施した採用試験にあっては、当該地方局の総務 <u>調整課</u> ）
省略				省略			
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部 <u>管理局医療対策課</u>	歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部 <u>管理局保健福祉課医療対策室</u>
省略				省略			
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部 <u>管理局医療対策課</u>	准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部 <u>管理局保健福祉課医療対策室</u>
省略				省略			
薬種商販売業認定試験	省略			薬種商販売業認定試験	省略		
登録販売者試験	項目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部 <u>健康衛生局薬務衛生課</u>				
省略				省略			
海外派遣農業研修生選考	学力試験の得点	選考発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農産園芸課担い手対策推進室</u>	海外派遣農業研修生選考	学力試験の得点	選考発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農業経営課担い手対策推進室</u>
農業管理指導士認定試験	得点	合格発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農産園芸課</u>	農業管理指導士認定試験	得点	合格発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農業経営課</u>
農業機械利用技能者技能検定試験	学科試験の得点及び実技試験の合否	合格発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農産園芸課</u>	農業機械利用技能者技能検定試験	学科試験の得点及び実技試験の合否	合格発表の日から 1 月間	農林水産部 <u>農業振興局農業経営課</u>
省略				省略			

○愛媛県告示第 528 号

愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱（平成18年10月愛媛県告示第1582号）の一部を次のように改正し、平成20

年 4月 1日から施行する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(更新申請等に係る添付書類の省略)</p> <p>第2条 法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可(知事 _____ の許可に限る。)を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)は、省令第9条の2第3項各号のいずれにも該当することの確認を受けたときは、同条第2項(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に際し、申請者が法人である場合にあっては同表の中欄に定める書類を、申請者が個人である場合にあっては同表の右欄に定める書類を添付しないことができる。</p> <p>2 省略 (評価基準適合性の確認の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定による評価基準適合性の確認申請(評価基準に適合することの確認の申請をいう。以下同じ。)は、産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書(様式第1号) _____ を提出して行わなければならない。</p> <p>3 省略 (許可証への適合の記載及び不適合の通知)</p> <p>第4条 知事 _____ は、前条第1項の規定による評価基準適合性の確認申請を受けた場合においては、その内容を審査し、当該申請に係る収集運搬業者又は処分業者が評価基準に適合すると認めるときは当該収集運搬業者又は処分業者の産業廃棄物収集運搬業許可証若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の評価基準への適合性に係る欄に確認申請年月日及び適合確認年月日を記載し、評価基準に適合しないと認めるときは、その旨及び理由を当該収集運搬業者又は処分業者に通知するものとする。</p> <p>2 省略 (現に評価基準適合確認を受けていない業者の取扱い)</p> <p>第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、現に知事 _____ から評価基準に適合することの確認を受けていない収集運搬業者又は処分業者は、随時、当該収集運搬業者又は処分業者が受けている処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。</p> <p>2-4 省略 (他で評価基準適合確認を受けている業者の取扱い)</p> <p>第6条 知事 _____ 以外の者から、処理業の許可を受け、かつ、評価基準に適合することの確認を受けている産業廃棄物処理業者が、新たに知事 _____ に対し処理業の許可の申請をしようとするときは、これと同時に、当該処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項において準用する第3条第2項の申請書には、次の書類を</p>	<p>(更新申請等に係る添付書類の省略)</p> <p>第2条 法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可(知事又は<u>県の保健所長</u>の許可に限る。)を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)は、省令第9条の2第3項各号のいずれにも該当することの確認を受けたときは、同条第2項(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に際し、申請者が法人である場合にあっては同表の中欄に定める書類を、申請者が個人である場合にあっては同表の右欄に定める書類を添付しないことができる。</p> <p>2 省略 (評価基準適合性の確認の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定による評価基準適合性の確認申請(評価基準に適合することの確認の申請をいう。以下同じ。)は、産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書(様式第1号) <u>正本1部及びその写し1部</u>を提出して行わなければならない。この場合において、知事に提出する書類は、保健所長を経由するものとする。</p> <p>3 省略 (許可証への適合の記載及び不適合の通知)</p> <p>第4条 知事又は<u>県の保健所長</u>は、前条第1項の規定による評価基準適合性の確認申請を受けた場合においては、その内容を審査し、当該申請に係る収集運搬業者又は処分業者が評価基準に適合すると認めるときは当該収集運搬業者又は処分業者の産業廃棄物収集運搬業許可証若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の評価基準への適合性に係る欄に確認申請年月日及び適合確認年月日を記載し、評価基準に適合しないと認めるときは、その旨及び理由を当該収集運搬業者又は処分業者に通知するものとする。</p> <p>2 省略 (現に評価基準適合確認を受けていない業者の取扱い)</p> <p>第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、現に知事又は<u>県の保健所長</u>から評価基準に適合することの確認を受けていない収集運搬業者又は処分業者は、随時、当該収集運搬業者又は処分業者が受けている処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。</p> <p>2-4 省略 (他で評価基準適合確認を受けている業者の取扱い)</p> <p>第6条 知事及び<u>県の保健所長</u>以外の者から、処理業の許可を受け、かつ、評価基準に適合することの確認を受けている産業廃棄物処理業者が、新たに知事又は<u>県の保健所長</u>に対し処理業の許可の申請をしようとするときは、これと同時に、当該処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項において準用する第3条第2項の申請書には、次の書類を</p>

添付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 知事 _____ 以外の者が交付した許可証

4 省略

5 前項の規定にかかわらず、知事 _____ は、第1項の規定による評価基準適合性の確認申請と同時にされた処理業の許可の申請に対し不許可処分をするときは、評価基準に適合することの確認は行わないものとする。

(公表)

第7条 知事は、 _____ 産業廃棄物処理業者について評価基準に適合することを確認したときは、当該産業廃棄物処理業者の名称、確認年月日、産業廃棄物処理業の許可番号、省令第9条の2第3項第2号の表の上欄又は省令第10条の4第3項第2号の表の上欄に掲げる事項に係る情報(以下「公開情報」という。)を閲覧することができるホームページアドレス等の情報を広く一般に公表するものとする。

(評価基準を満たさなくなった場合の措置)

第8条 知事 _____ は、評価基準に適合することを確認した産業廃棄物処理業者が省令第2条第7号チに規定する不利益処分を受けた場合、公開情報を公開するホームページの当該公開情報を評価基準に従って更新しない場合その他評価基準に適合しないこととなった場合又は産業廃棄物処理業者から評価基準に従った情報公開を取りやめる旨の申出があった場合は、当該産業廃棄物処理業者に対し許可証の提出を求め、当該許可証の評価基準への適合性に係る欄の評価基準に適合する旨の記載を抹消するものとする。この場合においては、前条の規定による当該産業廃棄物処理業者に係る情報の公開についても、取りやめるものとする。

添付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 知事及び県の保健所長以外の者が交付した許可証

4 省略

5 前項の規定にかかわらず、知事又は県の保健所長は、第1項の規定による評価基準適合性の確認申請と同時にされた処理業の許可の申請に対し不許可処分をするときは、評価基準に適合することの確認は行わないものとする。

(公表)

第7条 知事は、知事又は県の保健所長が産業廃棄物処理業者について評価基準に適合することを確認したときは、当該産業廃棄物処理業者の名称、確認年月日、産業廃棄物処理業の許可番号、省令第9条の2第3項第2号の表の上欄又は省令第10条の4第3項第2号の表の上欄に掲げる事項に係る情報(以下「公開情報」という。)を閲覧することができるホームページアドレス等の情報を広く一般に公表するものとする。

(評価基準を満たさなくなった場合の措置)

第8条 知事又は県の保健所長は、評価基準に適合することを確認した産業廃棄物処理業者が省令第2条第7号チに規定する不利益処分を受けた場合、公開情報を公開するホームページの当該公開情報を評価基準に従って更新しない場合その他評価基準に適合しないこととなった場合又は産業廃棄物処理業者から評価基準に従った情報公開を取りやめる旨の申出があった場合は、当該産業廃棄物処理業者に対し許可証の提出を求め、当該許可証の評価基準への適合性に係る欄の評価基準に適合する旨の記載を抹消するものとする。この場合においては、前条の規定による当該産業廃棄物処理業者に係る情報の公開についても、取りやめるものとする。

○愛媛県告示第529号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置(昭和47年3月愛媛県告示第291号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。
平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
閲覧所の名称及び位置			閲覧所の名称及び位置		
名称	位置		名称	位置	
愛媛県建設業者提出書類閲覧所	四国中央市	東予地方局四国中央土木事務所内	愛媛県建設業者提出書類閲覧所	四国中央市	西条地方局四国中央土木事務所内
	西条市	東予地方局建設部内		西条市	西条地方局建設部内
	今治市	東予地方局今治土木事務所内		今治市	今治地方局建設部内
	松山市	中予地方局建設部内		松山市	松山地方局建設部内
	上浮穴郡久万高原町	中予地方局久万高原土木事務所内		上浮穴郡久万高原町	松山地方局久万高原土木事務所内
	大洲市	南予地方局大洲土木事務所内		大洲市	八幡浜地方局大洲土木事務所内
	八幡浜市	南予地方局八幡浜土木事務所内		八幡浜市	八幡浜地方局建設部内
	西予市	南予地方局西予土木事務所内		西予市	八幡浜地方局西予土木事務所内
	宇和島市	南予地方局建設部内		宇和島市	宇和島地方局建設部内
	南宇和郡愛南町	南予地方局愛南土木事務所内		南宇和郡愛南町	宇和島地方局愛南土木事務所内